

令和3年度版

東浦町の環境

東浦町

環境を大切にするまち・

ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にするまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成12年10月11日制定 東浦町

目 次

I	東浦町の概要	1
II	環 境 保 全	
1	公害による苦情	3
2	大 気 汚 染	6
3	水 質 汚 濁	13
4	騒 音 ・ 振 動	21
5	悪 臭	26
6	地 盤 沈 下	28
7	公害防止協定	29
8	地球温暖化対策事業	32
9	環境基本計画の推進	33
III	廃 棄 物	
1	ご み	38
2	し 尿	57
3	東部知多衛生組合の状況	60
	用 語 解 説	62

I 東浦町の概要

1 本町の位置、大きさ

本町は、名古屋市の南、知多半島の北東部、衣浦湾の最奥に位置し、北は大府市、西は阿久比町・知多市・東海市に、南は半田市に、東は境川を隔て刈谷市、高浜市に隣接しています。



位 置 (役場)	
東 経	136 ° 58'
北 緯	34 ° 58'

大 き さ	
東 西	6.2km
南 北	7.7km
面 積	31.14km ²

2 都市計画区域・用途地域

令和3年4月1日現在

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)
都 市 計 画 区 域		3,114.0	100	—	—
市 街 化 区 域		769.1	24.7	—	—
市街化調整区域		2,344.9	75.3	60	200
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	101.6	13.3	30・50・60	50・100
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	217.0	28.2	60	150・200
	第二種 "	—	—	—	—
	第一種住居地域	189.0	24.6	60	200
	第二種 "	4.1	0.5	60	200
	準住居地域	31.2	4.0	60	200
	田園住居地域	—	—	—	—
	近隣商業地域	23.9	3.1	80	200
	商業地域	18.4	2.3	80	200・400
	準工業地域	29.0	3.8	60	200
	工業地域	131.0	17.0	60	200
	工業専用地域	23.9	3.1	60	200

3 人口及び世帯数の推移

(各年: 3月末現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)
		男	女	計	
H29	20,244	25,396	25,023	50,419	1,619
H30	20,343	25,362	24,921	50,283	1,614
R1	20,453	25,222	24,823	50,045	1,607
R2	20,719	25,291	24,863	50,154	1,611
R3	21,027	25,352	25,016	50,368	1,617

(注) 東浦町の人口総数 (外国人人口を含む)

Ⅱ 環境保全

1 公害による苦情

(1) 公害による苦情の現況

公害による苦情は、地域住民の日常生活に密接した問題であり、その適切な処理は、住民の健康と文化的な生活を守るために、また紛争の未然防止のためにも必要であり、愛知県知多県民事務所など関係行政機関と協力し、苦情の早期解決に努めています。

以前の苦情の発生源は、工場や事業所からのものが多く見られましたが、近年では、住民の日常生活に伴って生じる苦情が多くなっており、内容も多様化しています。

苦情内容は、大気汚染、雑草に関する苦情が高い割合を占めており、中でも大気汚染は、住宅地や農地等での野焼きについての苦情や問い合わせが多く発生しています。

(2) 公害等による苦情の状況

①種類別件数

(単位：件)

年度 種類別		H28	H29	H30	R1	R2
典型 7 公害	大 気	3 5	2 1	3 7	2 7	6 5
	水 質	6	1	2	3	1
	土 壌	0	0	0	0	0
	騒 音	8	4	2 0	1 3	1 7
	振 動	0	2	0	1	0
	悪 臭	1 1	9	1 5	1 5	7
	地盤沈下	0	0	0	0	0
そ の 他 (不法投棄・雑草等)		1 1 9	1 1 1	1 7 2	1 4 2	1 7 1
計		1 7 9	1 4 8	2 4 6	2 0 1	2 6 1

②地区別件数

(単位：件)

年度 地区	H28	H29	H30	R1	R2
森 岡	26	12	46	29	38
緒 川	41	35	53	58	55
緒川新田	35	24	40	40	47
石 浜	28	32	33	33	57
生 路	16	17	22	16	22
藤 江	33	28	52	24	35
不 明	—	—	—	1	7
計	179	148	246	201	261

③主な苦情の内容

大 気・・・焼却行為(野焼き)
 騒 音・・・事業場等の機械の作業騒音、日常生活音
 悪 臭・・・店舗、家庭からの排水

(3) 環境監視員の活動状況

平成13年4月1日から、環境監視員1名、平成14年4月1日から2名で町内各地区のパトロール活動を重点に行い、苦情発生後の対応型から未然防止型へ転換を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目指しています。

また、不法投棄等の違反行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関との連絡調整を行っています。

① 環境監視活動状況

(単位：箇所)

項目 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	不法 投棄	雑草	産廃施設 警戒	その他	合計
H28	32	68	7	0	9	952	94	32	698	1,892
H29	18	54	3	2	9	761	83	75	745	1,750
H30	23	60	17	2	11	1,049	122	129	869	2,282
R1	20	56	9	1	12	978	109	137	958	2,280
R2	38	52	7	2	4	1,076	87	226	1,341	2,833

(注) 箇所数は延べ数(その他は回数)

② 家電リサイクル法による家電4品目及びパソコンの不法投棄状況

(単位：個)

品目 年度	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	エアコン (室外機含む)	パソコン	合計
H28	14	1	0	0	1	16
H29	20	7	4	0	0	31
H30	18	11	3	3	0	35
R1	19	12	8	1	0	40
R2	7	13	4	0	0	24

(注) 環境監視により確認したもの

2 大気汚染

(1) 大気汚染の現況

大気汚染は、工場・事業所等から排出されるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）や、自動車等からの排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等）が主な原因となっています。

本町では東浦町役場に愛知県が大気汚染測定局を設置し、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及び光化学オキシダントの測定をしています。

令和2年度の測定結果は、すべての項目において環境基準に適合しました。

また、ばい煙発生施設を設置している工場等への調査や、廃棄物等の野焼き防止など、大気汚染の防止にも積極的に努めていきます。

(2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環庁告第25号・平成8年10月25日環庁告第73号改正)

物質名 ()内告示年月日	環 境 基 準		備 考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄(SO ₂) (昭48.5.16)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域	
浮遊粒子状物質(SPM) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同 上	浮遊粒子状物質とは、その粒径が10μm以下の大気中の浮遊粉じんを示す。
一酸化炭素(CO) (昭48.5.8)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	
二酸化窒素(NO ₂) (昭53.7.11)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	同 上	
光化学オキシダント(Ox) (昭48.5.8)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	光化学オキシダントとは、オゾン、PAN等の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

(3) 測定点・測定項目

測定項目 測定点	浮遊粒子状物質 (SPM)	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	光化学オキシダント (Ox)
東 浦 町 役 場 (昭49.4設置)	○	○	○

(注) 東浦町役場内での測定点は愛知県の測定局

(4) 各種届出状況

(令和3年3月31日現在：累計)

施 設 名	関係法令		大気汚染防止法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
			工場等数	施 設 数	工場等数	施 設 数
ばい煙発生施設			43	113	7	11
粉じん発生施設			12	50	26	113
大気指定工場等			—	—	8	21

(資料：知多県民事務所環境保全課)

(5) 測定の状況

①浮遊粒子状物質 (S P M)

年度変化 (年平均値)

(単位：mg/m³)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
測定点					
東 浦 町 役 場	0.019	0.017	0.019	0.016	0.015

年間測定結果 (令和2年度)

項 目	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数と その割合		日平均値 0.10mg/m ³ を超えた 日 数 と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 の 最高値	環 境 基 準
				時間	%	日	%			
測定点	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	適否
東 浦 町 役 場	362	8689	0.015	0	0.0	0	0.0	0.119	0.079	適

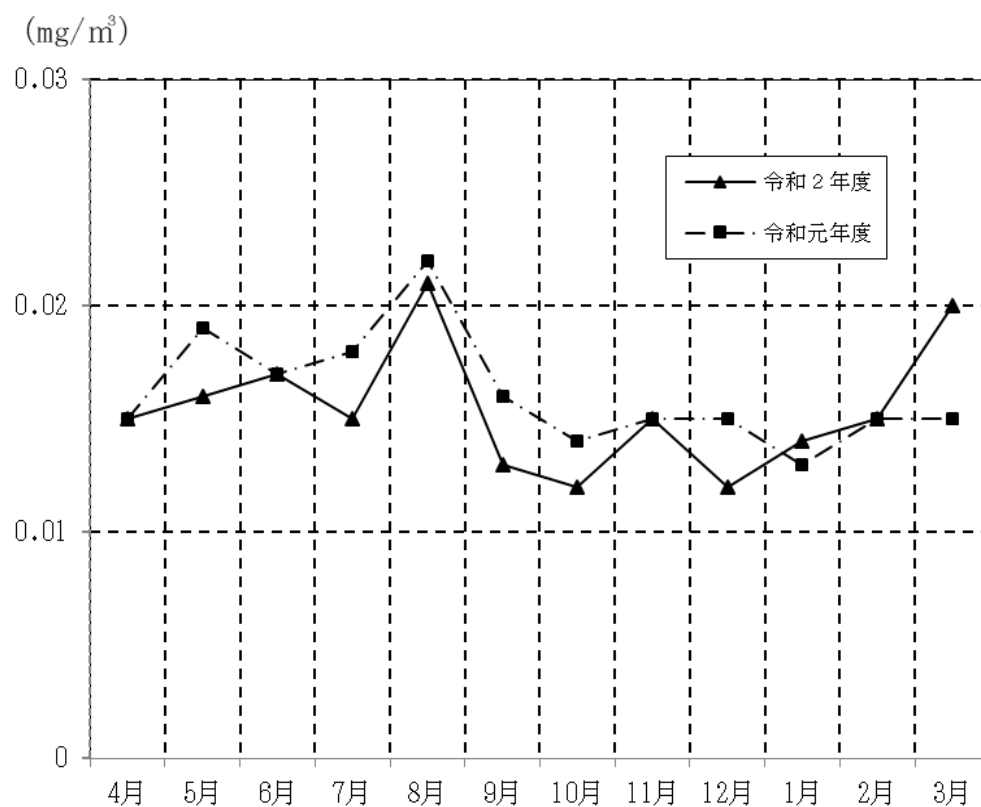
(資料：水大気環境課)

浮遊粒子状物質の月別測定結果

年 月 項 目			R2									R3		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東 浦 町 役 場	有効測定日数	日	30	28	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測 定 時 間	時間	719	694	719	742	741	718	741	716	743	743	671	742
	月 平 均 値	㎍/㎥	0.015	0.016	0.017	0.015	0.021	0.013	0.012	0.015	0.012	0.014	0.015	0.020
	1 時 間 値 の 最 高 値	㎍/㎥	0.037	0.059	0.045	0.064	0.076	0.039	0.055	0.054	0.046	0.067	0.053	0.119
	日 平 均 値 の 最 高 値	㎍/㎥	0.024	0.043	0.033	0.035	0.043	0.026	0.023	0.031	0.033	0.041	0.032	0.079

(資料：水大気環境課)

浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値）



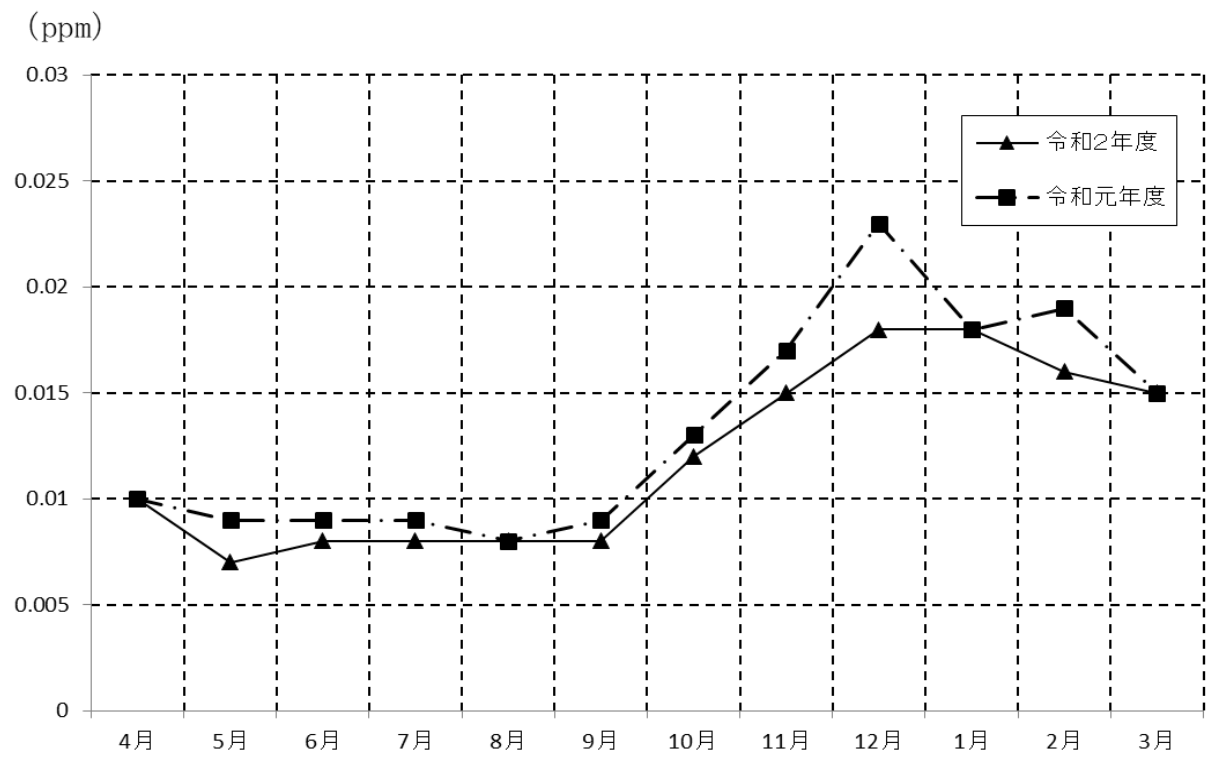
②窒素酸化物（NO+NO₂）

一酸化窒素（NO）・二酸化窒素（NO₂）・窒素酸化物（NO_x）の月別測定結果

年 月 項 目			R2									R3			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東 浦 町 役 場	有効測定日数		日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測 定 時 間		時間	713	738	712	736	737	714	735	712	738	738	666	737
	一 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	0.005	0.003	0.002
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.035	0.010	0.006	0.007	0.019	0.020	0.029	0.041	0.049	0.065	0.058	0.034
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.006	0.001	0.002	0.002	0.005	0.004	0.009	0.008	0.026	0.018	0.013	0.009
	二 酸 化 窒 素	月 平 均 値	ppm	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.010	0.012	0.014	0.014	0.013	0.013
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.032	0.027	0.029	0.027	0.024	0.027	0.035	0.041	0.044	0.047	0.049	0.046
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.021	0.011	0.012	0.012	0.009	0.012	0.021	0.021	0.030	0.032	0.032	0.027
		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒 素 酸 化 物	月 平 均 値	ppm	0.010	0.007	0.008	0.008	0.008	0.008	0.012	0.015	0.018	0.018	0.016	0.015
		1時間値の 最 高 値	ppm	0.061	0.037	0.032	0.034	0.025	0.044	0.049	0.075	0.085	0.096	0.086	0.075
		日平均値の 最 高 値	ppm	0.027	0.012	0.013	0.013	0.011	0.016	0.027	0.028	0.055	0.050	0.042	0.034
		NO ₂ /(NO+NO ₂) (月 平 均 値)	%	90.7	91.8	89.9	85.6	81.1	83.8	85.4	82.0	76.0	74.7	82.3	85.9

(資料:水大気環境課)

窒素酸化物（NO_x）の経月変化（月平均値）

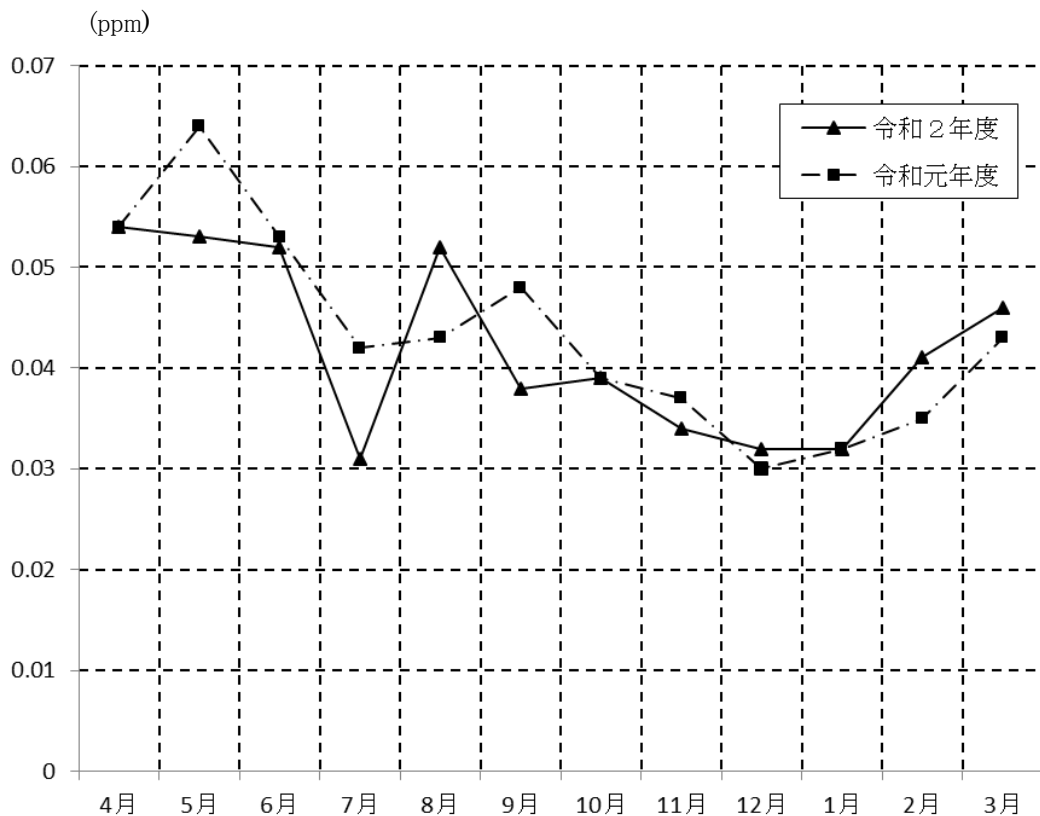


③光化学オキシダント (O_x)
光化学オキシダントの月別測定結果

年 月 項 目			R2									R3		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
東 浦 町 役 場	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	昼間測定時間	時間	448	462	448	463	463	448	462	448	462	460	418	463
	昼間の 1 時間 値が、0.06ppm を超えた日数 及び時間数	日	6	9	13	2	9	0	0	0	0	0	1	4
		時間	28	36	44	7	24	0	0	0	0	0	1	10
	昼間の 1 時間 値が 0.12ppm を超えた日数 及び時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の 1 時間 値 の 最 高 値	ppm	0.081	0.072	0.082	0.073	0.083	0.059	0.055	0.053	0.041	0.040	0.061	0.070
	昼間の日最高 1 時 間 値 の 月 間 平 均 値	ppm	0.054	0.053	0.052	0.031	0.052	0.038	0.039	0.034	0.032	0.032	0.041	0.046

(資料：水大気環境課)

光化学オキシダントの経月変化（昼間の日最高1時間値の月間平均値）



④ダイオキシン類

(単位:pg-TEQ/m³)

年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均	環境基準値
H28	—	0.02	—	0.01	0.02	年平均値が0.6以下
H29	—	0.01	—	0.03	0.02	
H30	—	0.01	—	0.02	0.01	
R1	—	0.01	—	0.02	0.01	
R2	—	0.01	—	0.03	0.02	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す単位

ダイオキシン類は異性体が多く、毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の量に換算した値として表した毒性当量

3 平均値は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びCo-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の値の合計

⑤ばい煙

大気汚染物質の排出抑制のため、発生施設がある工場で調査を実施しています。

測定結果は、13の工場で公害防止協定の基準に適合しました。

事業所数	ばいじん(平均値)	窒素酸化物(平均値)	硫黄酸化物(平均値)
13	0.026g/m ³ N	72.29ppm	0.087g/m ³ N

3 水質汚濁

(1) 水質汚濁の現況

水質汚濁は、炊事・洗濯等の日常生活を営むうえで排出される生活排水や工場・事業所等からの排水が主な原因となって起こります。水質・底質の悪化、悪臭の発生、有害物質（カドミウム・全シアン等）による水質汚濁が起きますと、飲料水や魚介類を通して人体に吸収され、人の健康に被害が生じるおそれがあります。

本町の河川は、須賀川・豆搦川・明徳寺川・岡田川・境川の各水系で衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入しています。水質を監視するため、河川 14 地点、ため池 32 地点、排水路 6 地点の計 52 地点で水質調査を実施しています。

今後も水質汚濁の大きな原因となる生活排水への対策として、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水による汚れを少しでも減らせるよう啓発に努め、定期的な河川パトロールを実施し、水質の汚濁防止を図ります。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭46. 12. 28環庁告第59号・平31. 3. 20環庁告第46号改正）

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ジメチル	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

②生活環境の保全に関する環境基準

河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級、自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴およびB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水 およびEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる)						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3の水
産生物用

水 産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

※町内河川で、環境基準が定められた河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の2河川であり、類型は
境川はB、阿久比川はCである。

(3) 調査の状況 (河川・ため池・排水路)

令和2年度の調査結果

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌群	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(MPN/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	河川	石ヶ瀬川	5月	7.6	3.6	10	9.6	79,000	0.5未満	4.1	0.30
			11月	7.6	3.4	4	11.0	33,000	0.5未満	6.0	0.15
2		五ヶ村川上流	5月	7.3	2.3	12	5.2	7,900	0.5未満	1.6	0.23
			11月	7.9	2.5	16	9.4	2,400	0.5未満	1.8	0.17
3		五ヶ村川中流	5月	7.3	1.8	23	5.4	2,400	0.5未満	1.7	0.24
			11月	7.9	1.2	12	6.9	490	0.5未満	1.5	0.15
4		岡田川上流	5月	7.8	2.0	6	9.9	24,000	0.5未満	3.0	0.28
			11月	7.6	1.1	1	10.9	13,000	0.5未満	5.5	0.21
5		岡田川中流	5月	7.9	2.6	6	11.3	49,000	0.5未満	2.4	0.21
			11月	7.5	3.2	2	10.9	4,600	0.5未満	7.4	0.11
6		岡田川下流	5月	7.1	1.7	7	5.8	24,000	0.5未満	1.3	0.19
			11月	7.9	0.8	1	12.8	7,000	0.5未満	6.7	0.11
7		境川	5月	7.4	1.6	6	6.6	2,800	0.5未満	1.7	0.25
			11月	8.0	1.7	5	6.6	230	0.5未満	1.4	0.12
8		明徳寺川上流西	5月	7.6	2.8	14	8.7	17,000	0.5未満	1.1	0.15
			11月	7.4	1.6	9	10.1	4,900	0.5未満	1.8	0.064
9		明徳寺川上流	5月	7.6	5.8	6	9.8	70,000	0.5未満	3.0	0.31
			11月	7.4	2.0	4	10.1	4,900	0.5未満	5.2	0.09
10		明徳寺川中流	5月	7.6	2.1	24	9.1	33,000	0.5未満	2.7	0.30
			11月	7.6	1.0	5	10.3	11,000	0.5未満	3.4	0.29
11		明徳寺川下流	5月	7.3	1.7	16	7.4	17,000	0.5未満	2.4	0.25
			11月	7.7	0.7	5	10.5	3,300	0.5未満	3.2	0.18
12		鎌池川下流	5月	7.8	2.8	6	11.6	130,000	0.5未満	1.7	0.10
			11月	7.2	2.7	7	8.5	170,000	0.5未満	1.9	0.10
13		豆搦川	5月	7.7	3.7	27	9.2	49,000	0.5未満	1.9	0.25
			11月	7.6	1.5	3	8.2	24,000	0.5未満	2.6	0.14
14		須賀川	5月	7.3	5.8	33	8.3	79,000	0.5未満	7.6	0.90
			11月	7.1	6.0	10	6.8	17,000	0.5未満	13	2.1
15	ため池	大池	5月	9.6	21	20	14.5	240	0.5未満	2.3	0.16
16		杉之内池	5月	9.0	8.8	9	14.1	140	0.5未満	0.74	0.038
17		上申ヶ池	5月	9.3	9.7	7	12.3	490	0.5未満	1.1	0.12
18		下申ヶ池	5月	8.3	9.2	6	9.5	490	0.5未満	0.89	0.066
19		一ツ池	5月	7.7	4.3	5	9.5	2,200	0.5未満	0.29	0.022
20		二ツ池	5月	9.3	5.8	9	14.9	790	0.5未満	0.51	0.09
21		砂川池	5月	7.6	6.5	22	11.6	3,500	0.5未満	1.3	0.15
22		緒川新池	5月	9.7	5.0	8	15.8	4,900	0.5未満	0.76	0.066
23		馬池	5月	7.6	8.9	11	5.2	4,900	0.5未満	1.5	0.079
24		大狭間池	5月	8.2	12	15	11.1	4,900	0.5未満	1.2	0.09
25		濁池	5月	7.9	4.8	6	10.1	7,000	0.5未満	0.58	0.049
26		下鰻池	5月	9.6	20	20	13.8	22,000	0.5未満	2.1	0.16

地点	地点		測定月	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌群	n-ヘキサン抽出物質	窒素含有量	りん含有量
No.					(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(MPN/100ml)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
27	ため池	上鰻池	5月	8.7	19	25	12.7	2,800	0.5未満	2.4	0.22
28		本坪池	5月	8.7	21	20	12.0	490	0.5未満	2.1	0.18
29		上ノ池	5月	8.4	26	57	10.9	49,000	0.5 未満	3.7	0.82
30		雁狭間池	5月	9.3	8.3	8	10.5	4,900	0.5 未満	0.99	0.15
31		新左田池	5月	8.2	8.9	18	11.4	1,100	0.5 未満	0.81	0.071
32		上高根池	5月	7.7	5.1	5	9.0	94	0.5 未満	0.32	0.023
33		明治池	5月	7.9	4.4	13	10.8	24,000	0.5 未満	0.61	0.069
34		明覚池	5月	7.7	13	36	9.0	1,700	0.5 未満	1.3	0.12
35		新池	5月	7.9	8.5	6	9.7	7,900	0.5 未満	0.64	0.044
36		下三ツ池	5月	7.9	6.8	8	9.8	4,900	0.5 未満	0.55	0.041
37		上三ツ池	5月	7.3	5.9	10	9.8	1,100	0.5 未満	1.1	0.028
38		菰蓋池	5月	7.4	5.8	6	7.1	3,300	0.5 未満	0.58	0.035
39		田之助池	5月	7.6	3.7	10	8.3	1,100	0.5 未満	0.47	0.047
40		黒鳥池	5月	9.4	21	34	15.0	700	0.5 未満	2.4	0.25
41		飛山池	5月	7.7	5.7	10	9.5	330	0.5 未満	0.55	0.039
42		永見池	5月	8.9	7.2	3	14.9	280	0.5 未満	0.61	0.033
43		藤仙坊池	5月	8.1	6.5	25	10.8	3,300	0.5 未満	0.74	0.086
44		午池	5月	9.3	34	72	20.8	700	0.5 未満	5.9	0.48
45		黒根池	5月	8.5	4.3	6	10.5	330	0.5 未満	0.36	0.031
46		新々池	5月	7.9	7.3	18	9.8	1,300	0.5 未満	0.75	0.065
47	排水路	半ノ木住宅前水路	5月	7.3	1.5	1	8.7	17,000	0.5 未満	—	—
48		森岡駅東水路	5月	7.2	9.9	30	2.7	170,000	0.5 未満	—	—
49		石浜浜新田排水路	5月	7.5	9.8	6	2.3	79,000	0.5 未満	—	—
50		生路2号排水路	5月	7.1	7.8	13	3.2	490,000	0.5 未満	—	—
51		生路5号排水路	5月	7.6	7.9	5	4.0	79,000	0.5 未満	—	—
52		巽ヶ丘ハイツ前	5月	7.2	230	60	5.9	17,000,000	48	—	—

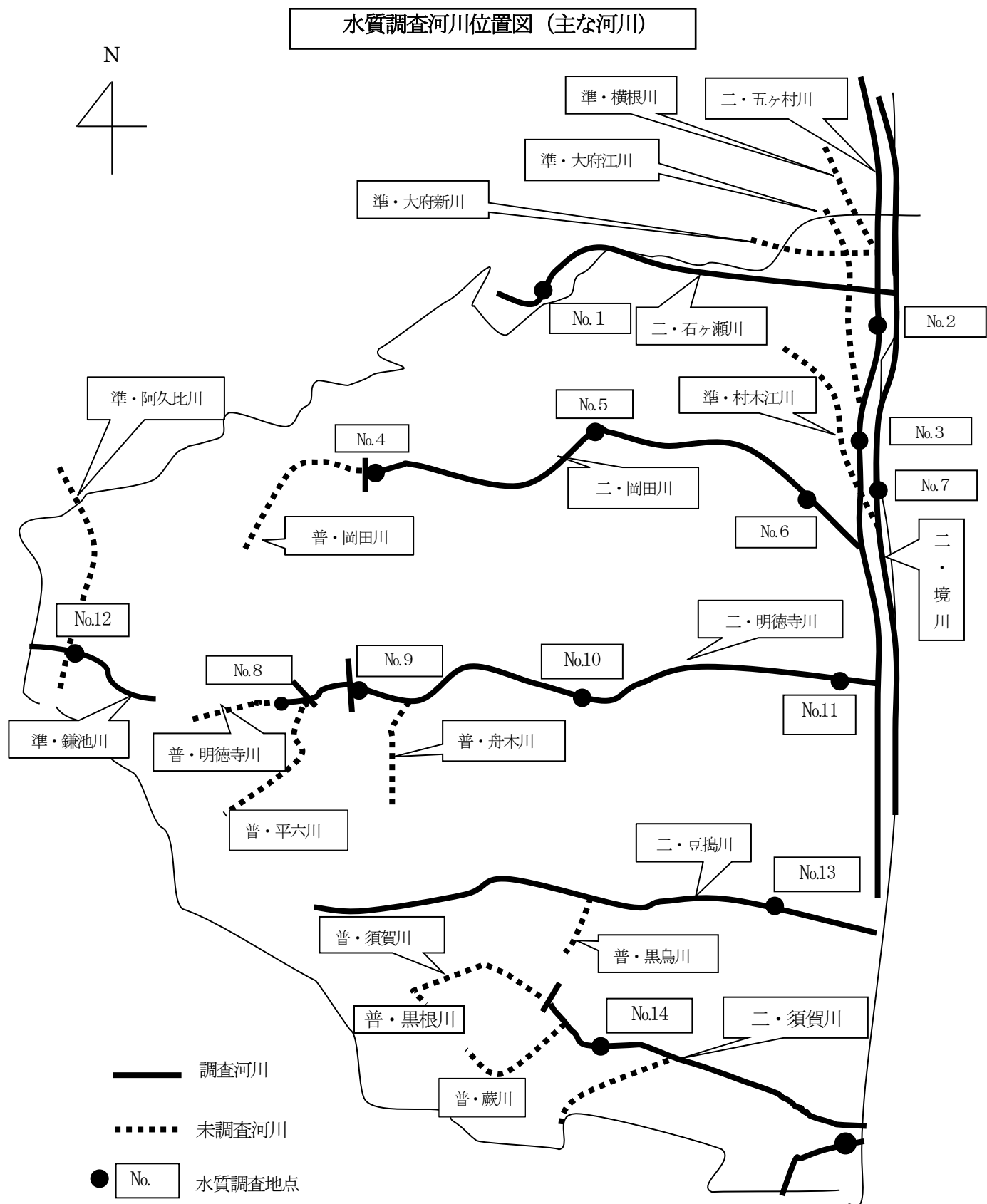
(単位：mg/ℓ)

地点	地点		測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
No.				アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸性窒素	
3	河川	五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.02未満	0.005未満	0.0005未満
				不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	0.9	
7		境川	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.02未満	0.005未満	0.0005未満
				不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.1	
8		明徳寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.02未満	—	—
				—	—	—	—	—	

地点	地点		測定月	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	砒素 (mg/L)	銅 (mg/L)	アンモニア態 窒素(mg/L)	電気伝導度 (mS/m)	亜鉛 (mg/L)
31	ため池	新左田池	5月	—	—	—	0.005未満	0.01未満	0.06	28	0.01未満
34		明覚池	5月	不検出	0.005未満	0.02未満	—	—	—	—	—

(単位：pg-TEQ/ℓ)

地点	地点		測定月	ダイオキシン類			水質環境基準				
2	河川	五ヶ村川上流	11月	0.92			1以下				



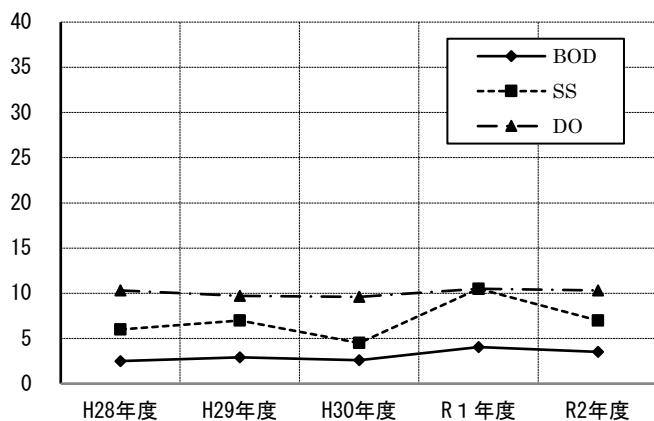
- (注) 1 一級河川（一）：一級河川とは、国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川（二）：二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川（準）：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河川に関する一定の規定が準用されます。
- 4 普通河川（普）：河川法に基づく指定を受けない河川（公共の水流、水面）を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

河川BOD・SS・DO経年変化 (年間平均値)

項目・年度 河川名		B O D (mg/ℓ)					S S (mg/ℓ)					D O (mg/ℓ)				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
1	石ヶ瀬川	2.5	2.9	2.6	4.1	3.5	6.0	7.0	4.5	10.5	7.0	10.2	9.7	9.6	10.5	10.3
2	岡田川	3.1	2.7	2.0	2.9	1.9	10.3	10.5	9.3	8.7	3.8	11.3	10.9	10.3	10.3	10.3
3	鎌池川	73.0	2.5	4.2	34.5	2.8	33.0	3.5	6.5	21.0	6.5	8.2	8.9	8.8	8.4	10.1
4	明徳寺川	4.0	5.5	4.4	5.3	2.2	20.6	13.0	13.8	13.5	10.4	8.3	9.6	8.1	8.9	9.5
5	豆搗川	3.3	2.8	2.5	3.3	2.6	9.5	13.0	8.0	7.0	15.0	9.0	8.8	7.8	7.4	8.7
6	須賀川	4.9	5.3	8.7	6.8	5.9	26.5	8.0	23.5	18.5	21.5	7.7	8.5	7.9	6.9	7.6
7	五ヶ村川	2.6	3.7	1.2	3.2	2.0	27.5	45.3	30.8	22.3	15.8	6.3	7.7	5.0	6.3	6.7
8	境川	1.8	8.7	1.2	3.6	1.7	11.5	14.0	6.0	11.0	5.5	7.0	11.0	6.2	9.9	6.6

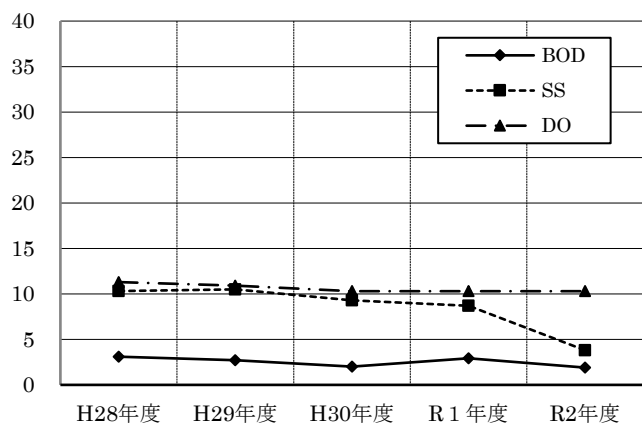
(mg/ℓ)

1. 石ヶ瀬川



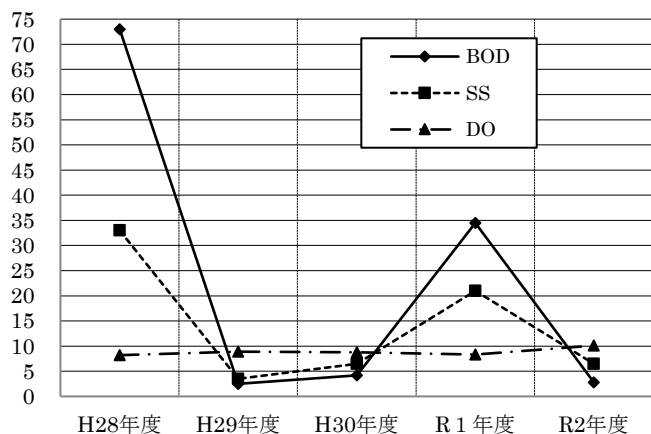
(mg/ℓ)

2. 岡田川



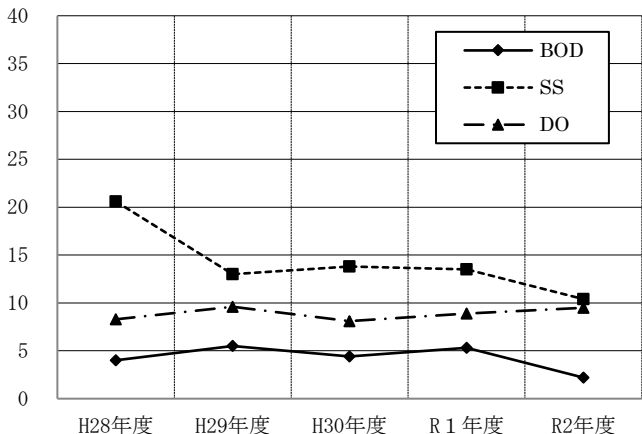
(mg/ℓ)

3. 鎌池川



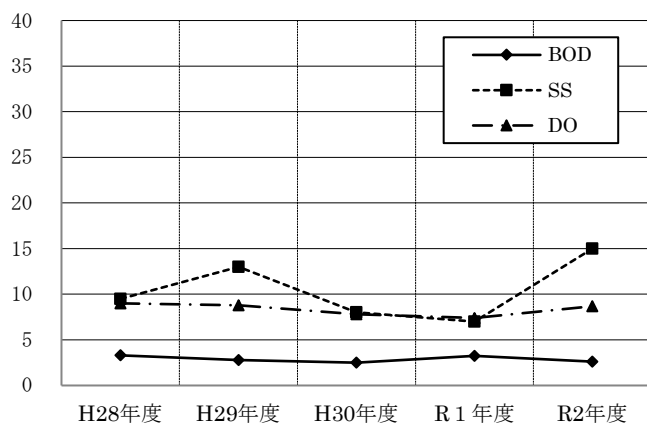
(mg/ℓ)

4. 明徳寺川



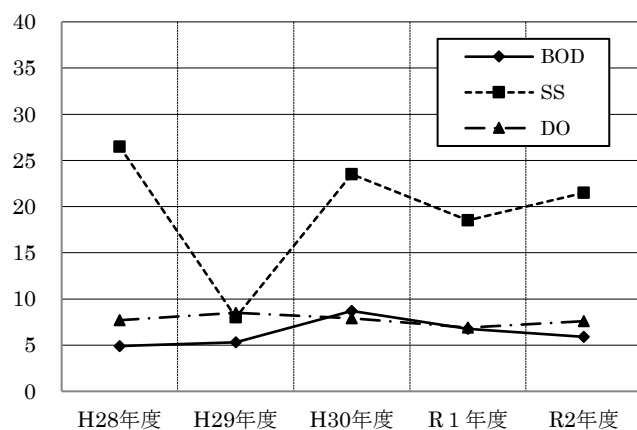
(mg/ℓ)

5. 豆搗川



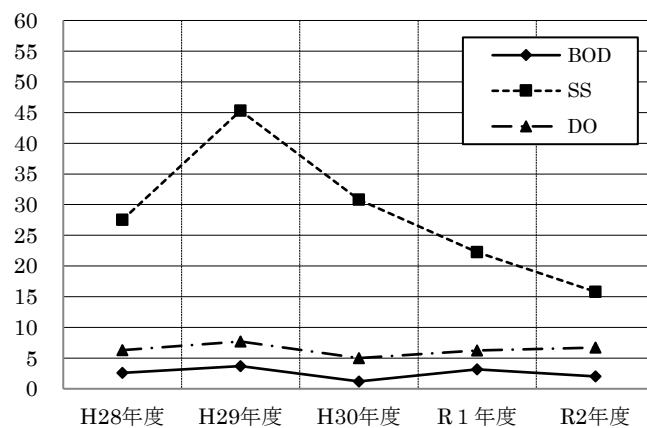
(mg/ℓ)

6. 須賀川



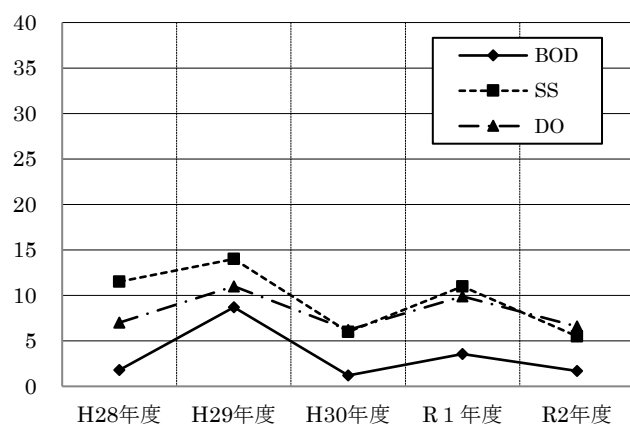
(mg/ℓ)

7. 五ヶ村川



(mg/ℓ)

8. 境川



(4) 生活排水の汚れを知りましょう

下の表は、主な食品の汚れの程度を示しています。

これらの食品をそのまま流した場合、コイやフナなどの魚が棲める水質(BOD 値 5 mg/ℓ程度)にするには、浴槽(300ℓ)に何杯もの水が必要となります。

工場などの排水基準は、その規模により BOD 値 25～160 (日間平均値 20～120) mg/ℓでそれに比べると食品の汚れは非常に大きいと言えます。また、これらの食品には、栄養塩類である窒素やりんが含まれており、三河湾などの閉鎖性水域(陸地に囲まれ、外海水との水交換がされにくい水域)においては、栄養塩類が滞留し、富栄養化による赤潮などの発生の原因となっています。

主な食品の汚れの程度

項目 食 品 名	これだけ 捨てたら	必 要 な 水 の 量	汚れぐあい		
			B O D	窒 素	り ん
み そ 汁	おわん 1 杯 (200ml)	浴槽4.1杯 (1,230ℓ)	31,000mg/ℓ	2,100mg/ℓ	180mg/ℓ
ラーメンの汁	ひとり分 (300ml)	浴槽8.2杯 (2,460ℓ)	41,000mg/ℓ	3,500mg/ℓ	140mg/ℓ
米のとぎ汁	2,000ml	浴槽1.2杯 (360ℓ)	900mg/ℓ	33mg/ℓ	24mg/ℓ
ビ ー ル	コップ 1 杯 (200ml)	浴槽12杯 (3,600ℓ)	90,000mg/ℓ	1,300mg/ℓ	22mg/ℓ
牛 乳	コップ 1 杯 (200ml)	浴槽16杯 (4,800ℓ)	120,000mg/ℓ	5,900mg/ℓ	930mg/ℓ

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現況

騒音は、各種公害の中でも日常生活に密接したものが多く、発生源も多種多様で、騒音に対する慣れや個人感覚の差異もあり解決を難しくしています。

令和2年度の騒音の苦情は17件あり、前年度より3件増加しました。主な苦情内容は、工事現場等の作業騒音や生活騒音です。

本町では、自動車騒音の測定を午前10時～11時と午後10時～11時に実施し、昼間、夜間とも環境基準に適合しました。

(2) 騒音

①騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環告64・平成24年3月30日環告54改正）（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域		

(注) 時間区分: 昼間… 午前6時～午後10時 夜間… 午後10時～翌日午前6時

②幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度値

自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日総理府令15）

（単位：dB）

昼間	夜間
75以下	70以下

自動車騒音調査結果（緒川字旭地内）

（単位：dB）

時間 年度	昼間 (午前10時～11時)	夜間 (午前10時～11時)
平成30年度	69	66
令和元年度	68	64
令和2年度	68	65

※測定月 令和2年12月

③特定工場の騒音規制基準値

騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8時～ 午後 7時	午前 6時～ 午前 8時 午後 7時～ 午後 10時	午後 10時～ 翌日の 午前 6時
騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例			
第1種区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
	市街化調整区域	60	55	50
第4種区	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域（1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居は除く）の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、2種低住、2種中住、1種住居、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上表の値から5dB減ずる。

④騒音の大きさと人体に対する影響

(単位：dB)

区分 音の大きさ	音の大きさの目安	人体・生活への影響
30～40	・ホテルの室内 ・戸建住宅地（夜間）	・聞こえる会話には支障はなし
40～50	・図書館の館内 ・戸建住宅地（昼間）	・通常の会話は可能
50～60	・書店の店内 ・博物館の館内	・通常の会話は可能
60～70	・ファミリーレストランの店内 ・新幹線の車内	・大きい声を出さないと会話ができない
70～80	・セミの声 ・航空機の機内	・かなり大きい声を出さないと会話ができない
80～90	・ゲームセンター店内 ・パチンコ店内	・うるさくて我慢できない ・耳鳴り
100	・電車が通る時のガード下	・聴覚機能に異常をきたす
120	・飛行機のエンジンの近く	・短時間でも一時難聴になる

⑤特定施設関係各種届出状況(令和3年3月31日現在)

騒音規制法

(単位:箇所)

施設の種類	区分	特定工場等数	特定施設数
金 属 加 工 機 械		5 1	8 9 8
圧 縮 機 等		7 2	1, 0 3 3
土 石 用 破 砕 機 等		7	3 3
織 機		2 1 1	1 5, 6 3 2
建 設 用 資 材 製 造 機 械		4	3
木 材 加 工 機 械		1 3	8 5
印 刷 機 械		2	2 0
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		1 4	1 1 8
鋳 型 造 形 機		2	1 3
計		3 7 6	1 7, 8 3 5

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:箇所)

施設の種類	区分	騒音発生施設 設置工場等総数	騒音発生施設総数
金 属 加 工 機 械		1 2	7 0
圧 縮 機 等		8 1	6 0 8
土 石 用 破 砕 機 等		2	5
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		1	1 5
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		1 8	4 1
送 風 機 及 び 排 風 機		3 2	3 1 1
走 行 ク レ ー ン		4	3 2
真 空 ポ ン プ		2	1 9
計		1 5 2	1, 1 0 1

⑥特定建設作業関係各種届出状況

騒音規制法

(単位:件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	7
さく岩機を使用する作業	7 2
空気圧縮機を使用する作業	7
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
バックホウを使用する作業	5 7
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	6
計	1 5 2

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位:件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	2 6
コンクリートミキサー等を使用する作業	6 5
コンクリートカッターを使用する作業	6 1
ブルドーザー等を使用する作業	1 5 1
ロードローラー等を使用する作業	1 0 3
計	4 0 6

(3) 振 動

①特定工場の振動規制基準値

振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくもの

(単位：dB)

時間の区分		昼 間	夜 間
地域の区分		午前7時～ 午後8時	午後8時～ 翌日の午前7時
振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 次の【 】の施設の敷地の周囲50mの区域(工業、工業専用地域のみ対象)の規制基準は上の表の値から5dB減ずる。【学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園】

3 1種低住、1種中住、1種住居、2種低住、2種中住、2種住居、準住居又は田園住居に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は上の表の値から5dBを減ずる。

②振動の大きさと人体に対する影響

デシベル (dB)	振動の目安	人体に対する影響
50	人体に感じない程度	睡眠影響はほとんどない
50～60	静止している人だけに感じる	振動を感じ始める
60～70	大勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く	浅い睡眠に影響が出始める
70～80	家屋が激しく揺れ、障子がガタガタと音を立てる	深い睡眠にも影響が出る
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる	人体に生理的影響が生じ始める

③特定施設関係各種届出状況(令和3年3月31日現在)

振動規制法

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区 分	特定工場等数	特定施設数
金 属 加 工 機 械	5 2	6 3 2
圧 縮 機	6 3	6 0 9
破 砕 機 等	9	3 7
織 機	1 6 0	1 0, 7 9 1
木 材 加 工 機 械	1	2
印 刷 機 械	3	1 7
合成樹脂用射出成形機	8	1 2 6
鋳 型 造 型 機	3	1 5
計	2 9 9	1 2, 2 2 9

県民の生活環境の保全等に関する条例

(単位：箇所)

施設の種類 \ 区 分	振動発生施設 設置工場等数	振動発生施設数
金 属 加 工 機 械	4	4 7
圧 縮 機 等	6 8	6 3 3
土 石 用 破 砕 機	1	1
合成樹脂用射出成形機	1	1 6
ディーゼルエンジン	1 1	3 3
送 風 機 等	4 0	4 9 8
計	1 2 5	1, 2 2 8

④特定建設作業関係各種届出状況

振動規制法

(単位：件)

作 業 の 種 類	届 出 件 数
くい打機等を使用する作業	9
舗装版破砕機を使用する作業	3
ブレーカーを使用する作業	6 7
計	7 9

5 悪 臭

(1) 悪臭の現況

悪臭は、人に不快感を与える感覚公害の一つです。慣れたにおいでも悪臭とを感じる場合があったり、良いにおいでも濃度や持続時間によっては不快に感じる場合があります。

令和2年度の悪臭苦情は7件ありました。悪臭を感じる人間の嗅覚は、個人差があり、臭いの発生源が個人によるものが多いため、近隣トラブルの原因や個人のモラルが問われるようになり、悪臭苦情の解決をより困難なものにしています。

本町では、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出により、悪臭状況を把握するとともに、各事業所等に対し、悪臭原因物の発生を抑えるよう指導しています。

(2) 規制基準

①臭気指数の規制基準値

敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域 (主に市街化区域)	第2種地域 (中間の区域)	第3種地域 (主に調整区域)
臭気指数	12	15	18

②臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定されます。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

<計算例>

問題となる臭いを100倍まで希釈して臭いを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$10 \times \log_{10}(100) = 20$$

臭気指数は、20

※参 考

臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数12～15 = 気をつければ分かる臭気(希釈倍率16～32倍)

臭気指数18～21 = らくに感知できる臭気(希釈倍率63～126倍)

③悪臭関係工場等の届出状況(令和3年3月31日)

(単位：施設)

業 種	届出件数
畜産農業	
イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上のもの）	3
ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上のもの）	16
ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの	2
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するもの）	2
鋳物製造業（シェルモールド法によるもの）	0
し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）	1
ごみ処理場	4
計	28

6 地盤沈下

(1) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因となって引き起こされます。

地下水位の低下と地盤の沈下は密接な関係にあるため、地盤沈下の予測手段として地下水位の変動状況の把握が重要となっており、愛知県からの委託を受けて東部知多浄化センターで毎月1回の水位観測を実施しています。その結果によれば、降水量、揚水量等の影響による変動はみられるものの、ほぼ安定しています。

また、愛知県が水準点測量を実施しており、その水準点の変動状況からは、経年的な地盤沈下の傾向は見られません。

(2) 地下水位観測結果

(単位：m)

測定場所	区分	月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	変動幅
東部知多浄化センター (森岡字三洲道41)	L	R1	11.90	12.00	11.78	12.02	12.12	11.77	11.84	11.35	11.24	11.33	10.95	11.78	11.67	1.17
		R2	11.30	11.02	10.88	10.90	10.50	10.65	10.74	10.51	10.60	10.45	10.72	11.51	10.82	1.06
	H 固定点標高 T.p.m5.41	R1	-6.49	-6.59	-6.37	-6.61	-6.71	-6.36	-6.43	-5.94	-5.83	-5.92	-5.54	-6.37	-6.26	1.17
		R2	-5.89	-5.61	-5.47	-5.49	-5.09	-5.24	-5.33	-5.10	-5.19	-5.04	-5.31	-6.10	-5.41	1.06

(注) L：固定点から地下水面までの距離

H：地下水位（基準面からの高さ）・・・固定点標高により（T. p. m）に換算

(3) 水準点測量調査結果

(単位：m)

番 号	区分	住 所	平成17年度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
11138	国	森岡字取手124-1	2.7918	2.7873	2.7898	2.7888
A-169	愛	緒川字屋敷二区58-1	2.3952	2.3953	2.3965	2.3911
A-409	愛	緒川字平成81	4.4508	4.4515	4.4546	4.4528
A-170	愛	石浜字芦間44-1	2.9881	2.9879	2.9913	2.9899
11140	国	生路字浜田1-2	1.1906	1.1926	1.1952	1.1916
11141	国	藤江字山敷101-2地先	5.8254	5.8260	5.8329	5.8301

(注) 区分：管理機関。国＝国土地理院、愛＝愛知県。国が管理している水準点においても愛知県が観測。

水準点測量調査は、平成20年度から4年ごとに1回実施

7 公害防止協定

公害防止協定締結の現況

企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止する必要から、昭和48年から町内企業48社と「公害防止協定」を締結しています。

公害防止協定は、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図るため、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などを規制し、必要に応じて企業への立入調査や改善指導を実施することを申し合わせたものです。

公害防止協定締結企業

(令和3年3月31日現在)

	締結企業名	所在地	業種	締結年月日	備考
1	知多舗材(株)	森岡字藤後27-2	アスファルト混合物製造販売	昭48. 12. 6	
2	カリモク家具(株)	緒川字申新田二区40-3	木製家具製造業	昭49. 4. 1	平22. 4. 1 刈谷木材工業(株)とカリモク家具販売(株)が合併し社名変更
3	(株)岡島パイプ製作所	緒川字葭狭間1-5	鋼管製造販売	昭49. 5. 18	
4	(有)成田鍍金工業所	石浜字なかね4-3	電気亜鉛メッキ業	昭50. 4. 22	
5	住化積水フィルム(株)名古屋工場	緒川字市右原2-2	プラスチック製品の製造販売	昭52. 11. 5	
6	東浦カリモク(株)	藤江字南栄町1-14	木製家具製造業	昭55. 2. 15	
7	名古屋パイプ(株)	藤江字午新田1-2	鋼管製造販売	昭55. 10. 29	
8	(株)LIXIL常滑東工場	藤江字亥子新田1-11	陶磁器・関連物製造	昭55. 10. 29	平23. 4. 1 INAXから社名変更
9	(有)片山ラチス製作所	藤江字亥子新田1-6	紡織機用機械器具・テント等製造販売	昭55. 10. 29	
10	(株)大和電化工業所	藤江字午新田1-4	金属表面処理	昭55. 10. 29	
11	大成工機(株)	藤江字午新田1-3	金属工作機械・治具工具製造販売	昭55. 10. 29	
12	平林工業(株)	藤江字前新田3-18	自動車部品のプレス	昭55. 12. 25	
13	ダイト研磨工業(有)	藤江字前新田3-20	鋳造品の仕上	昭55. 12. 25	

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
14	(株)マスティック 東浦工場	緒川字赤坂1-88	自動車部品製造	昭55. 12. 25	
15	豊明木工(株)	藤江字皆栄町108	木製家具製造業	昭56. 7. 13	平25. 4. 1 衣浦カリモク(株) と愛知カリモク (株)と豊明木工(株) が合併し、社名 変更
16	インセント(株)	森岡字上源吾36-71 他	廃棄物処理業	平22. 3. 29	平21. 3. 31 久野不動産廃 業により施設 を承継
17	日研化学(株)	藤江字南栄町1-76	合成樹脂成型加工	昭61. 8. 18	
18	オオブユニティ(株)	森岡字外新切27-1	廃棄物処理業	昭62. 9. 8	
19	マルシン工業(株)	藤江字午新田1-39	自動車部品加工	昭62. 12. 3	
20	(有)小田工業	藤江字午新田1-12	金属加工業	昭62. 12. 3	
21	東部知多衛生組合	森岡字葭野41	一般廃棄物処理	昭63. 12. 15	
22	長谷川鉄工所	藤江字午新田1-36	金属加工業	平 3. 1. 16	
23	愛知製鋼(株)	藤江字南栄町1-12	電子部品製造	平 5. 3. 26	
24	トーエ(株)リサイクルセンター	藤江字亥子新田74	廃棄物処理業	平 9. 3. 28	
25	(株)げんき	緒川字北靱谷鐘11-11	廃棄物処理業	平23. 1. 14	平22. 6. 22 (株)ティーエスクリエイト から施設承継
26	(株)ジヤパンディスプレイ	緒川字上舟木50	液晶部品製造	平10. 8. 11	平25. 4. 1 (株)ソニーモバイルデ ィスプレイウエストか ら社名変更
27	(株)名古屋精密金型	緒川字北鶴根66-5	プラスチック用金 型製造	平12. 1. 28	
28	知多カリモク(株)	藤江字南栄町1-15	木製家具部品製造	平14. 4. 1	
29	(株)澤田工業所	緒川字宮戸 77-1	自動車部品製造	平 14. 4. 8	
30	(株)豊田自動織機 東浦工場	緒川字下婦夫坂1-1	自動車部品製造	平14. 8. 1	
31	(資)都築精機工業所	緒川字宮戸43	自動車部品加工	平15. 6. 24	

	締結企業名	所 在 地	業 種	締結年月日	備 考
32	東浦三共(株)	森岡字栄北60-19	自動車部品製造	平16. 6. 11	平17. 3. 1 三共鋼業(株)か ら承継
33	武田機工(株) 東浦営業所	森岡字栄北60-15	配管加工業	平17. 2. 24	
34	イズミ工業(株) 石浜工場	石浜字下子新田18-1	自動車部品製造業	平20. 4. 1	平20. 4. 1 (株)豊田自動織 機エンジン事 業部石浜事業 所より設備承 継
35	トーエイ(株) ガラス再商品化施設	藤江字南栄町1-38	廃棄物処理業	平17. 5. 19	
36	(株)テクノアサヒ	藤江字午新田1-34	自動車部品加工	平17. 5. 19	
37	(株)ティラド 名古屋製作所	藤江字折戸1-7	ラジエーターの製造	平17. 6. 17	平17. 6. 11 東洋ラジエター 名古屋製作所 より社名変更
38	(株)片桐工作所	森岡字栄北60-11	金属精密部品製造	平17. 7. 1	
39	(株)豊田自動織機 森岡事業所	森岡字栄北60-1	自動車部品製造	平17. 11. 4	
40	(株)アイキテック	森岡字栄東1-1	自動車部品製造	平18. 7. 3	
41	(株)重機鋼産	緒川字両筋道11-70	廃棄物処理業	平21. 4. 1	
42	(株)JA 東海グリーン	緒川字葭池 44-3	廃棄物処理業	平 24. 1. 4	
43	(株)トリプルエナジー	緒川字上広狭間 30-17	廃棄物処理業	平 22. 1. 28	
44	高木建設(株) リサイクルプラント	緒川字地獄谷9-3	廃棄物処理業・建設 業	平22. 3. 29	
45	(株)松尾製作所 東浦工場	緒川字北鶴根12-1	自動車部品製造	平27. 2. 27	
46	(株)デンソーダイシン	藤江字前新田3-19	自動車部品加工	平29. 9. 1	
47	伊藤金属工業(株)	緒川字姥池100	自動車部品製造	令 2. 4. 1	
48	(株)東海理機	緒川字葭狭間3-3	輸送機器製造	令 3. 3. 1	

8 地球温暖化対策事業

(1) 住宅用地球温暖化対策機器設置費推進事業

地球温暖化防止対策の一環として、平成 19 年度より、高効率エネルギーシステムを始め多くの住宅用地球温暖化対策機器の導入を促進してきました。平成 21 年度から対象の太陽熱利用システム、太陽熱高度利用システムは、住宅様式の変化により、平成 30 年度をもって補助を終了し、令和元年度より、新たに環境への負荷の少ない家庭用エネルギー管理システム (HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システムに補助金を交付し、CO₂削減や省エネの推進活動をしています。

年度別補助の状況

(単位:件)

種 別 \ 年 度	H28	H29	H30	R1	R2
太陽熱利用システム	2	0	1		
太陽熱高度利用システム	0	0	0		
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	17	22	21	14	18
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)				23	29
定置用リチウムイオン蓄電システム				37	70

(2) 東浦町の住民一人当たりの二酸化炭素排出量 (家庭部門)

住民一人当たりの二酸化炭素排出量 (家庭部門) の把握を行っています。

(単位: t-CO₂)

	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
住民一人当たりの 二酸化炭素排出量	1.35	1.27	1.10

【使用した統計データ】

経済センサス、エネルギー消費統計、交通関係統計資料、愛知県統計年鑑、東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略、環境省「自治体排出量カルテ」など

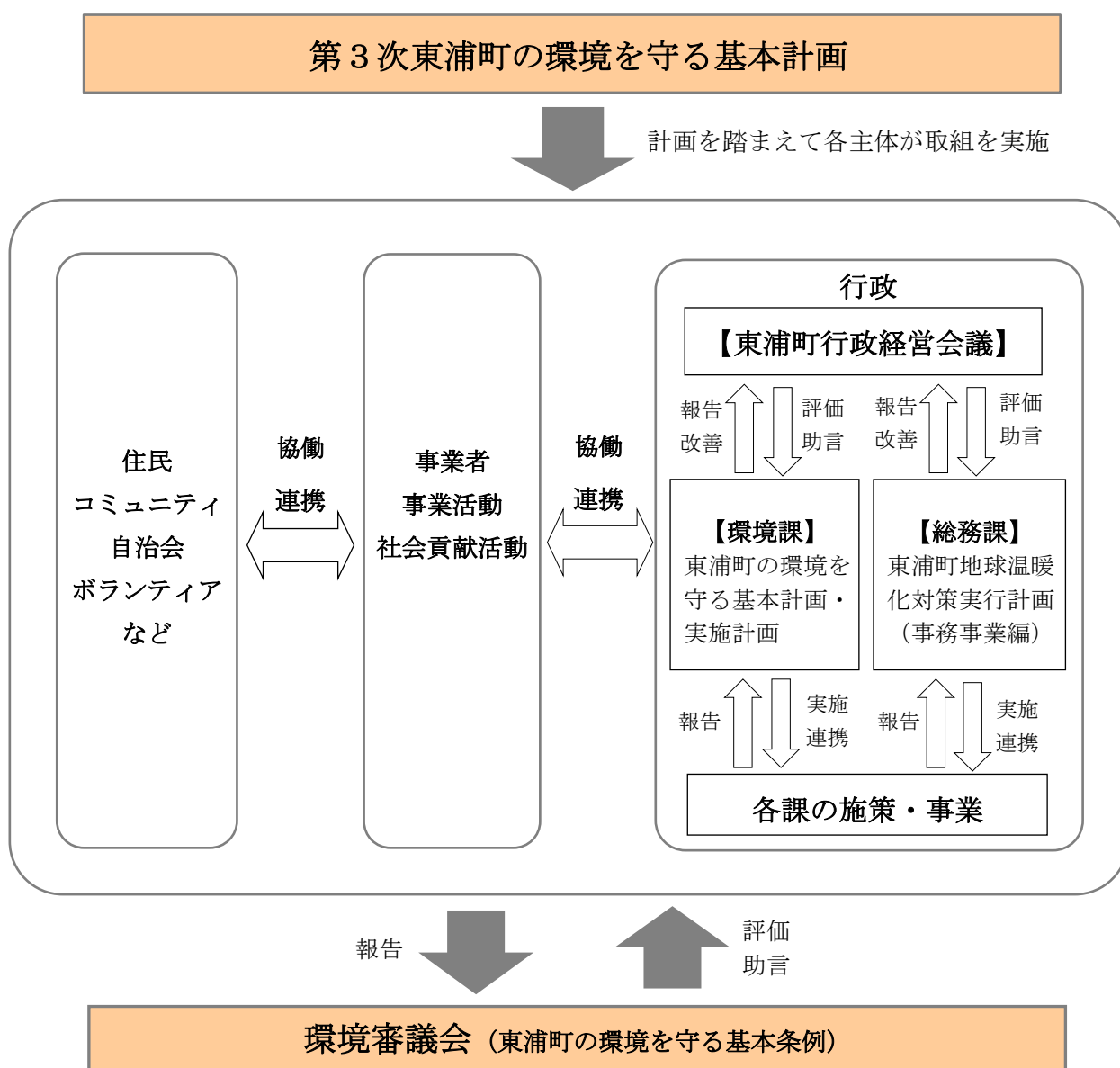
9 環境基本計画の推進

平成9年3月に制定した東浦町の環境を守る基本条例に基づき、「東浦町の環境を守る基本計画（第1次）」を平成12年3月に策定しました。平成23年4月には令和2年度を目標年度とする「東浦町の環境を守る基本計画（第2次）」を策定し、総合的に環境保全施策を推進するため、各種事業を展開してきました。

令和3年3月には、本町の住民意識、産業の変化、都市成長、社会経済動向も変化しつつあることを踏まえて改定を行い、今後10年間における本町の環境行政、住民や事業者のみなさんとの協働による取組の方向性を定めました。

今後さらに複雑化・高度化する環境問題に向き合うため、計画に掲げる施策の進捗状況を定期的に確認、評価及び改善等を行い、施策を推進していきます。

■計画の推進・進行管理の体系



環境基本計画実施計画(抜粋)

1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

1-1 多様な自然を守り育てる

★ 第5次総合計画の重要関連施策

1-1-1 今ある自然を大切にする

施策名	令和2年度実績
★ 里山の保全	里山で活動するアダプトプログラム登録団体「谷間を育てる会」への物品の支給や活動の支援(3/28) 東浦自然環境学習の森保全活動団体へ活動に使用する資材の購入等の支援を実施
外来種対策の推進	令和2年度外来種対策研修会に出席(12/8) ホームページにて特定外来生物のセアカゴケグモ、オオキンケイギク、ヒアリのページを掲載 広報にてオオキンケイギク(5月)セアカゴケグモ(8月)の啓発

1-1-2 農地を保全する

★ 農地の効率的利用の推進	69haの利用権等を設定
地産地消の促進	本町の農作物をホームページでPR 学校給食で、巨峰を使用(9月) 保育園給食で巨峰68kgを使用(8/19、8/26)
★ 就農者の確保及び農業従事者の育成	各種補助金や制度資金を紹介

1-1-3 緑化を推進する

★ 公共施設への緑化の推進	樹木の剪定:文化センター、コミュニティセンター5地区(森岡、緒川、卯の里、石浜、生路)、藤江公民館、勤労福祉会館(1月)、街路樹、町体育館、保健センター、学校、公園等の公共施設、役場敷地内 花壇の管理:文化センター、コミュニティセンター(森岡:4月～3月、緒川:4月～3月・卯の里:4月～3月(親子花壇)・5月～3月(コミ花壇)、石浜:6月～9月)、藤江公民館、勤労福祉会館、学校、保育園、児童館 植栽の維持管理:街路樹、役場敷地内、学校給食センター 緑のカーテンの実施:町体育館事務所、図書館(5月～9月)
★ 民有地への緑化の促進	東浦町都市緑化推進事業補助を広報にてPR(8月合併号) 生垣設置補助を広報にてPR(4/1号) 緑のカーテン等の緑化によるCO2削減の効果をホームページでPR
地域における花や緑の増加の促進	町内小中学校へ花苗や樹木の購入費として支援金を交付(1/14) 町内保育園、児童館、子育て支援センター、各地区老人クラブに花苗を96ずつ配布(11/10～12)

1-2 自然のふれあう空間をつくる

1-2-1 土や緑とふれあう場を創造する

★ 自然環境学習の森の保全	保全活動を実施する住民や事業者等への支援 年間活動者数 2,154人
里山保全活動の促進	高根の森駐車場及び飛山池周辺緑地の借地契約をし、保全を継続 地元の要望により、PRするためにHPを更新
★ 住民による自然観察・体験の推進	東浦の自然に親しむ観察会を開催(11/21)し、結果をホームページに掲載 チラシ、ポスター、ホームページ、広報で開催案内

1-2-2 水辺と親しむ場を創造する

河川改修における親水性の向上	須賀川実施計画の継続(工事の実施)
河川やため池周辺の修景	大池を始め24箇所のため池周辺の草刈を年1～2回適宜実施 植栽、既存樹木の保全を実施

1-3 歴史・文化と調和したまちをめざす

1-3-1 地域の個性を活かした環境を形成する

施策名	令和2年度実績
景観づくりの推進	共感プロジェクトとして、12月20日に生路の清掃を実施 明德寺川を守る会の活動として10月17日に清掃活動 東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金交付要綱の制定
住民による住環境保全活動の促進	アダプトプログラム登録団体(44団体)に、ごみ袋、草刈り用替刃等 160,748円の物品を支給 令和2年7月より、ボランティア清掃の実施者に対して、ボランティア用ご み袋及びボランティアシールの配布を開始

1-3-2 歴史・文化資源を保存・活用する

文化財及び伝統行事の保存	補助金を交付(4団体) 藤江神社ハツ頭舞楽保存会、伊久智神社神楽保存会、東浦五ヶ村虫供 養保存会、入海貝塚保存会
ボランティア等による文化財の紹介・活用	ガイドボランティア養成講座を実施(7/1～7/15 各水曜日3回コース) 参加者 10名、ガイドボランティア会員数35名
うのはな館(郷土資料館)の管理・運営	秋の企画展を開催、講座を開催 10/10～11/29「火伏・火消・消防 ―消防の歴史とその道具たち―」入 館者2,825名 7講座教室開催 受講者79名

1-3-3 地域の美化を推進する

ごみのポイ捨て防止の啓発	ポイ捨て禁止看板の貸し出し(17枚) パトロールによるポイ捨て抑止の啓発 地区コミュニティの花壇整備 森岡コミ:4月～3月 緒川コミ:4月～3月 卯ノ里コミ:4月～3月(親子花壇)、5月～3月(コミ花壇) 石浜コミ:6月～9月 生路コミ、藤江コミは新型コロナウイルス感染症の影響により中止
空き地・空き家等の管理に対する指導の推進	東浦町空家等対策協議を3月19日に実施 空家の調査結果を報告し、特定空家等認定に関する資料及び工程を作 成し、令和3年度に行う内容の協議を実施 広報及びホームページで空き地等の適切な管理等についてPR 環境パトロールによる監視活動の実施 管理されていない空き地・空き家の所有者に、適正な管理を依頼(58件)

2 いのちと健康を大切に安全のまちづくり

2-1 公害のないまちをめざす

2-1-1 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止する

野焼き等による廃棄物焼却の抑制	行為者への指導を実施 広報紙及びホームページにて野焼きの違法性や環境への影響を周知 町内の監視パトロールを実施
★ 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の普及促進	污水管整備の実施設計を実施 污水管整備 0.2ha(整備率88.6%) 合併処理浄化槽の転換設置を促進するために、町ホームページ等で啓 発 合併処理浄化槽1基(5人槽)の転換設置の申請があり、補助金を交付
家庭からの生活排水による水質汚濁防止	生活排水クリーンキャンペーン(三河湾のパネル展)を環境再生週間に実 施 生活排水による河川の水質汚濁防止を啓発(7月) 下水道施設の損傷防止対策等をホームページ等で啓発を継続
騒音状況の調査	主要道における自動車騒音の測定を12月に実施 結果を「東浦町の環境」にてホームページへ掲載(9/28) 自動車騒音環境基準達成率100%
悪臭を排出する事業所の届出・指導の推進	悪臭を発生させる事業所に対し、悪臭関係工場等届出書の提出を通知 (30箇所の事業所より提出) 環境パトロールを通じた警戒活動を実施 農業者の薬剤購入費の補助及び薬剤配布

3 ものとエネルギーを大切に作る循環のまちづくり

3-1 廃棄物の減量と資源化に努める

3-1-1 ごみの発生を抑制する

施策名	令和2年度実績
ごみの減量・分別の啓発	分別及び出し方を広報紙・ホームページ等に掲載しPR
マイバック持参や包装容器簡素化の推進	小売店と東浦町によるレジ袋削減に向けた取組に関する協定に基づき、レジ袋削減の実績をホームページで報告 観光協会では、レジ袋有料化に伴いエコバックの作成や販売を行い、マイバック利用促進に努めた。
生ごみのたい肥化促進	アスパの無料配布により生ごみの減量をPR
せん定枝のチップ化促進	せん定枝の資源化:6m ³ 町が所有する粉碎機を住民に貸出し、せん定枝の資源化の促進 ホームページ等によるせん定枝の資源化のPR

3-1-2 リサイクル・リユースの仕組みを構築する

本のリユースの推進	リサイクルフェアを実施(3回/年) 6月譲渡数:2,780冊/2,942冊(94.5%) 6月譲渡数:1,571冊/1,666冊(94.2%) 11月譲渡数:3,634冊/3,930冊(92.5%)
-----------	--

3-1-3 事業系廃棄物の適正処理を促進する

産業廃棄物処理施設に対する監視の推進	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査を実施(7月、11月) 環境パトロールによる監視活動を実施 産業廃棄物処理施設の警戒(220回)
環境監視パトロールの強化	週5日監視パトロールによる監視を実施し、不法投棄の抑止活動を実施 不法投棄発見箇所数(1,076か所)

3-2 地球温暖化対策を推進する

3-2-1 省エネルギーを進める

★ 高効率エネルギーシステムの設置促進	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、リチウム蓄電池、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置補助を実施及び普及を推進 ホームページ及び広報(4/1)でPR 補助件数:HEMS 29件、蓄電池 70件、エネファーム 18件
公共交通機関の利用促進	バスの運行(2月1日よりダイヤ改正) バスの乗り方教室を開催(3月16日「緒川保育園」、3月16日「藤江保育園」) 広報紙・ホームページでPR(防疫対策の周知も含む) 登録制度は本町に適するものか疑問があり、他にパークアンドライドを推進する方法を検討
徒歩や自転車の促進	9月・10月に各地区コミュニティセンター及び自治集会所で、自転車等の無料回収を実施 放置自転車125台を回収し、売却 緒川南北線、西平地西之宮線の自転車歩行者道の用地買収 西平地西之宮線の自転車歩行者道の整備、石浜156号線の歩道の整備

3-2-2 自然エネルギーの導入を推進する

★ 住宅用地球温暖化対策機器の設置促進	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、リチウム蓄電池、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置補助を実施及び普及を推進 ホームページ及び広報(4/1)でPR 補助件数:HEMS 29件、蓄電池 70件、エネファーム 18件
---------------------	---

4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

4-1 環境学習の充実を図る

4-1-1 環境に関する学習機会を増やす

施策名	令和2年度実績
★環境関連講座の充実	省エネルギー、環境に関連した親子木工教室を実施(3/14)
★環境学習の充実	明德寺川の自然を守る会等の地域で活動している団体に対し、活動及び環境学習について報告(6/15)
★住民による自然観察機会の拡大	環境課が行う「東浦の自然に親しむ観察会」の開催の場として、自然環境学習の森を提供(11/21) 東浦の自然に親しむ観察会を開催(11/21)し、結果をホームページに掲載 チラシ、ポスター、ホームページ、広報で開催案内

4-1-2 学校における環境教育を推進する

★学校における環境教育の充実	花壇の管理や樹木の剪定を実施
学校と地域の協働による環境活動の推進	トライアングルクリーン作戦(北部中学校区のゴミ拾い)を実施(10/24) 参加者:北部中学校、森岡小学校、緒川小学校の児童、生徒、教員、PTA、森岡区長、緒川区長

4-1-3 環境に関する情報を共有化する

環境に関する多様な情報の発信	自発的に活動している活動団体が実施している自然観察会のチラシの配布や広報の掲載(4月、7月、9月、10月、2月 計5回掲載) 広報ひがしうら7月1日号から全9回の環境に関する特集を実施 家庭系ごみ袋特小ごみ袋販売に伴う広報を広報紙やホームページ等でPR
----------------	--

4-2 住民・事業者の取組を促す

4-2-1 住民や事業者主体の取組を支援する

アダプトプログラムの推進	アダプトプログラム登録団体(44団体)に、ごみ袋、草刈り用替刃等160,748円の物品を支給
住民主体の環境保全活動に対する支援	地区コミュニティの花壇整備 森岡コミ:4月～3月 緒川コミ:4月～3月 卯ノ里コミ:4月～3月(親子花壇)、5月～3月(コミ花壇) 石浜コミ:6月～9月 生路コミ、藤江コミは新型コロナウイルス感染症の影響により中止 明德寺川の自然を守る会等に対し、水質調査用パックテストの提供(120セット)と透視度計・水温計を貸出 流域モニタリング調査を実施するグループへ水質調査用パックテストの提供と透視度計・水温計を貸出(6/15) 水質調査の実施・報告(月2回) 水質調査結果を掲示(9/28)

4-2-2 地域の環境リーダーを育てる

環境リーダーの養成と活動機会の創出	環境リーダーを養成するための講座を開催(12/5) 参加者数:18名
こどもエコクラブの推進	各児童館へ参加登録を依頼(4/15) 7児童館:1,072名 ホームページで参加PR

4-3 町が環境保全行動をけん引する

4-3-1 率先的に環境保全行動を実施する

日常業務における環境マネジメントの推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、環境率先行動の取り組みを実施
公共施設における省エネルギー・自然エネルギーの導入	LED機器の導入:防犯灯、福祉センター、勤労福祉会館の非常灯電球、公園、郷土資料館、文化広場テニスコート、生路小学校特別教室棟トイレ、石浜西小学校管理教室棟オープンスペース、北部中学校武道場 省エネ空調機を導入:藤江保育園保育室(1室1基)、緒川新田保育園保育室(2室2基) 保健センターの照明器具をLED照明器具とすることを検討

Ⅲ 廃棄物

1 ごみ

(1) 東浦町のごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

ごみ(廃棄物)とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができず不要になったもので、家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物があります。一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は事業者の責任で処理することとなっています。

東浦町は、ごみ処理による環境への影響や最終処分場に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、昭和54年からごみの分別・減量化を積極的に進めてきました。

年 月	取 組 内 容
昭和54年 6月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月1回:8月から全町実施
昭和56年 4月	町指定ごみ袋販売委託開始
平成 3年 4月	資源ごみ分別収集(缶、びん、紙類)月2回
平成 5年10月	アスパ無料配布開始(19年度12箇所で配布)
平成 8年10月	町指定ごみ袋本格導入
平成 8年12月	分別収集品目追加(プラ類のペット):地区月4回(金属・びん・プラ類と紙布類を交互)回収
平成 9年 4月	東浦町の環境を守る基本条例の制定
平成 9年10月	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の制定
平成12年 3月	環境基本計画の策定。町指定ごみ袋作製(大・中・小)
平成12年 5月	生ごみ処理機器購入費助成金交付開始
平成12年12月	びん色指定(無色・茶色・その他色)、白色トレイ及びプラスチック製容器包装回収
平成13年 4月	家電リサイクル法により4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコン)を明示
平成13年 6月	粗大ごみの有料(戸別)収集開始
平成15年 月	プラスチック製容器包装の地区拠点回収
平成15年10月	家庭系パソコンのメーカーによるリサイクル収集開始
平成16年10月	二輪車(オートバイ、原付自転車)のメーカーによるリサイクル収集開始
平成17年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正:資源ごみの所有権を町に帰属
平成21年 4月	家電リサイクル法により液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加
平成21年 4月	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正:粗大ごみの品目を大きさに変更(縦・横又は高さのいずれか一边が60cm以上2m未満)
平成21年 4月	ごみの減量、石油資源の節約、CO ₂ 削減のため、レジ袋有料化開始

年 月	取 組 内 容
平成21年 5月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（6地区）
平成21年 9月	各地区年1回、自転車・ベビーカー・三輪車の拠点回収開始（4地区）
平成21年10月	埋め立てごみの減量化のため、陶磁器の拠点回収開始（13箇所）
平成22年 6月	役場敷地内で資源ごみ（びんを除く）常設ステーションを開設
平成23年 1月	カセットボンベ・スプレー缶・ライターの3種類を危険物として別回収開始
平成24年 5月	自転車・ベビーカー・三輪車回収に小型家電製品を回収品目として追加
平成25年 4月	衣類・ボロきれで2種類に分別していたものを、布類で統一 生きびんに緑色の一升びんを追加
平成27年 2月	小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)と使用済小型電子 機器等回収事業における連携・協力に関する協定を締結
平成27年 4月	白色トレイの回収方法変更（プラスチック製容器包装として回収）
平成28年 4月	カセットボンベ・スプレー缶の回収方法変更 （中身を使い切り、穴をあけずに危険物として専用のコンテナで回収）
平成29年 4月	廃食用油回収開始 （各地区拠点において回収容器を設置し、常時回収）
平成29年 9月	縦15cm×横40cm未満の小型家電製品回収開始 （各地区拠点において回収ボックスを設置し、常時回収）
平成31年 1月	羽毛ふとん（ダウン率50%以上のもの）の資源回収の開始
平成31年 4月	家庭系可燃ごみ処理有料化実施 町指定ごみ袋は、半透明白色に変更 大450円/1パック 中300円/1パック 小200円/1パック
令和2年4月	プラスチック製容器包装地区拠点回収場所を8箇所追加
令和2年7月	町指定ごみ袋10ℓ（特小）100円/1パックを導入

(2) ごみの分け方・出し方

東浦町では、家庭から出るごみを、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ、粗大ごみに大別し、収集及び回収をしています。

資源ごみは、限りある資源の有効利用、最終処分場の延命化、環境保全等のため、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）などの方法で利用可能となるものを回収しています。

① 資源ごみ

品 目	種 類	例 示	出 し 方	留意事項
紙 類	新聞紙	新聞紙	・紐で十字に縛る。 ・広告を混ぜない。	・油の染みた紙、内側が銀色の紙パック、ファックス紙、感熱紙などは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。
	雑誌・広告	週刊誌、月刊誌、教科書、ノート、事務用紙、広告	・紐で十字に縛る。	
	段ボール	みかんの空箱などの段のついた紙	・平たく伸ばして紐で十字に縛る。	
	ボール紙	石鹸箱、厚紙、ティッシュペーパーの箱など	・平たく伸ばして紐で十字に縛る。	
	紙パック	牛乳パック、内側がアルミコーティングされてない紙パックなど	・すすいで、開いて紐で十字に縛る。	
布 類	布 類	ズボン、スカート、夏用衣類、ハンカチ、タオル、タオルケット、はぎれなど	・町指定袋か、中が見える袋に入れる。	・じゅうたん、レースのカーテンは再生できないので、「もえるごみ」へ出す。 ・水ぬれ厳禁。
金属類	アルミ	飲料用のアルミ缶、テフロン加工のフライパンなど	・すすいでから出す。	・電化製品は再生できない。
	スチール	飲料用・食料品のスチール缶		
びん類	生きびん	緑色・茶色の一升びん、ビールびん	・キャップを取り、すすいでから出す。	・ガラス、ガラス、耐熱ガラスは再生できないので、「もえないごみ」へ出す。
	雑びん	生きびん以外のびん		
陶磁器	陶磁器	茶碗、湯飲み、カップ、植木鉢、花瓶、陶器製びんなど	・公共施設等に設置されている専用回収ボックスに出す。	・衛生陶器（便器） ・タイル、瓦は再生できない。
プラスチック類	ペットボトル	酒類・しょうゆ・飲料用で識別マーク 1 のついたペットボトル	・キャップ・ラベルを取り、すすいで、つぶしてから出す。	・塩化ビニールのボトルは再生できない。
	プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、卵パック、カップめん容器、色柄トレイ、ペットボトルのキャップ・ラベル、発泡スチロール、白色トレイなど	・汚れをとり、町の指定袋か中に見えるレジ袋等に入れて出す。 ・金属はとる。	・汚れているもの、容器包装以外は「もえるごみ」へ出す。
廃 食 用 油		なたね油、オリーブオイル等の植物性食用油	・ペットボトル等の容器に入れて持って行き、専用のドラムに入れる。	・ガソリン、灯油、エンジンオイルは入れない。

品 目	種 類	例 示	出 し 方	留意事項
羽毛ふとん		ダウン率 50%以上の 羽毛ふとん	・たたんで専用の回収ボ ックスへ入れる。	・ダウン率 50%未満の羽毛 ふとんは「もえるごみ」に 出す。 ・回収場所は役場のみ。
廃 乾 電 池	乾電池	使用済みの乾電池 (ボタン電池含む)	・公共施設などに設置さ れている黄色の回収ボ ックスへ、そのまま入れ る。	・紙類は入れない。
小 型 家 電	パソコン、 小型家電 製品 (60cm 未満で、家 電 4 品目 以外のもの)	パソコン、ビデオデッ キ、CDラジカセ、扇 風機、ファンヒーター、 ストーブなど	・年 1 回、各地区コミュ ニティセンター、集会所 に出す。 ・縦 15cm×横 40cm 未満 の小型家電、パソコンに ついては、役場、各地区 コミュニティセンター 及び集会所 11 拠点に常 設しているボックスへ も出せる。	・小型家電リサイクル法認 定事業者へ回収を依頼する こともできる。 ・パソコンは、製造メー カーによる自主回収も利用で きる。(問合せ：一般社団 法人パソコン 3 R 推進協 会)

② もえるごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
生ごみ	魚のアラ、果実の皮、貝殻、野菜くずな ど	・指定袋に入れて出す ・生ごみは水をきる。	・指定袋以外で出さ ない。 ・前日に出さない。 ・袋の口はしっかり 縛る。
紙くず	ちり紙、紙おむつ、紙コップなど		
プラスチ ック	プラスチック製容器包装でないもの CD、ビデオテープ、MD 歯ブラシ、ボールペン ポリバケツ、プラスチックのおもちゃ 汚れがひどいプラスチック製容器包装		
その他	灰、かばん、靴、保冷剤、乾燥剤など		
ふとん	敷布団、掛布団	・たたんで指定袋の (大) の袋を 1 枚つけてしば って出す。	・指定袋に入る場合 は、入れて出す。
枝	剪定枝 (枝の太さは 5 cm 以下)	・長さ 60cm 以下、直径 40cm 以下にし、指定袋の (大) の袋を 1 枚つけて しばって出す。	指定袋に入る場合 は、入れて出す。
おむつ	紙おむつ	・中が見える透明または 半透明のレジ袋などに 入れ、袋に「紙おむつ」 と記載して出す。	・指定袋に入れて出 すこともできる。

③ もえないごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
ガラス	グラス、蛍光灯、電球など	・指定のコンテナに入れる。60cm 以下のもの。 ・石油ストーブ等は灯油を抜く。 ・刃物は刃の部分をテープなどで保護する。 ・乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く。	・出せる場所は資源ごみステーション。 ・小型家電製品は、年1回、各地区コミュニティセンター、集会所での回収時に出すこともできる。
金属類	傘、包丁、鍋焼きうどんのアルミなど		
小型家電製品 (60cm 未満で、家電 4 品目とパソコン以外のもの)	ビデオデッキ、CD ラジカセ、扇風機 ファンヒーター、ストーブなど		

④ 危険物

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
危険物	スプレー缶、 カセットボンベ、 ライター	・「金属・びん・ペットボトル・もえないごみ」回収日に専用コンテナで回収。中身を使いきって、スプレー缶、カセットボンベは穴を開けずに出す。	・穴が開いていても回収する。

⑤ 粗大ごみ

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
一辺の長さが 60cm 超、 2 m 以下のもの	家具類 照明器具 ガス製品 遊具・楽器 敷物 建具など	※有料で出し方は2種類 ① 東部知多クリーンセンターへ 直接搬入 ・10kg まで 200 円、10 kg を超えるごとに 200 円 (☎46-8855) ② 戸別有料収集 ・粗大ごみ受付センターへ電話予約 (☎0120-530-276) ・1 個 2,000 円 1 回 5 個まで ・事前に粗大ごみ処理券の購入が必要 ・平成 27 年 10 月 1 日の収集手数料から、 価格改定。 (旧) 1,000 円 → (新) 2,000 円 ※旧価格の粗大ごみ処理券は、2 枚を 1 セットとして粗大ごみに貼ることで、引き続き利用可能。	・家電 4 品目とパソコンは収集していません。 ・戸別有料収集は、作業員 2 名で収集運搬できるもの。

⑥ 自転車等

品 目	例 示	出 し 方	留意事項
自転車 三輪車 ベビーカー	自転車、三輪車、 ベビーカー	・年 1 回、各地区コミュニティセンター、集会所に出す。	・回収時間は、午前 9 時から 12 時まで。

⑦ 町で収集しないごみ

品 目	例 示	出 し 方
家電リサイクル品目	テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン（室外機含む）	① 買い替えの場合、購入店が分かる場合は購入店へリサイクル料金等を支払って依頼。 ② 購入店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、町許可業者へ処理依頼。 （運搬料金は別途必要） 【町許可業者】 郵便局でリサイクル料金を支払った後、依頼する。（運搬料金は別途必要） アイゼン ☎0562-84-6460 (株)アグメント ☎0569-48-3594 (有)エンザイム ☎0562-55-0200 トーエイ(株) ☎0562-83-3880 (株)中西 ☎0562-97-6925 (株)西山商店 ☎052-692-2393 (株)三四四 ☎0562-55-9050 【リサイクル料金】 ・テレビ（3,148 円～） ・エアコン（972 円～） ・冷蔵庫・冷凍庫（5,092 円～） ・洗濯機（3,202 円～） ・衣類乾燥機（3,202 円～） ※大きさと製造メーカーによって料金が異なる。
事業系ごみ	事業所、商店、飲食店、病院、工場などから出たごみ	・事業者自身で処理するか、廃棄物処理業者に依頼する。 ・一般廃棄物（紙くずなどのもえるごみ）は、東部知多クリーンセンターへ搬入が可能。
品 目	例 示	出 し 方
一時多量ごみ	家庭で、引越し、大掃除、庭木の刈り込みなどで一時的に出た多量ごみ（家財など5点以上ある場合）	・直接、東部知多クリーンセンターへ搬入（有料）するか、町の許可業者へ依頼する。
処理できないごみ	プロパンガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー、塗料、薬品など	・東部知多クリーンセンターで処理できないため、販売店などに相談する。

⑧ その他

ごみ出し支援事業

(1) 事業内容

もえるごみを自力でごみステーションまで搬送することが困難な世帯に対し、玄関先などの事前に取り決めした場所に出されたもえるごみを所定のごみステーションまで搬送する支援を行う。

(2) 事業開始

平成 27 年 7 月 1 日～

(3) 令和 2 年度実績 令和 3 年 3 月 31 日現在（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月）

対象世帯数	42 世帯
支援回数	1,798 回

(3) ごみの収集日

もえるごみは週2回、もえないごみは月2回収集し、資源ごみは種類により月2回ずつ収集しており、各地区の収集日は下記のとおりです。

① ごみの収集日及び回収日

令和3年3月31日現在

種 別	もえるごみ	もえないごみ	資 源 ご み				廃乾電池	粗大ごみ(有料)
			金 属 ・ び ん ・ペットボトル (危険物:スプレー 缶・ライター等)	紙類 布類	プラスチック 製容器包装	陶磁器		
地 区	収集日 (毎週)	収集日 (毎月)	収集日 (毎月)	収集日 (毎月)	収集日 (毎月)	回収日	回収日	収集日 (毎月)
森 岡	月・木	第1・3 火	第1・3 火	第2・4 火	第1・3 金	第2・4 水	月末	第1・3 水
森岡台	月・木	第2・4 火	第2・4 火	第1・3 火	第1・3 金	第2・4 水	月末	第1・3 水
緒 川	月・木	第1・3 水	第1・3 水	第2・4 水	第2・4 金	第2・4 水	月末	第1・3 水
新 田	月・木	第2・4 金	第2・4 金	第1・3 金	第1・3 水	第2・4 水	月末	第1・3 水
東ヶ丘	月・木	第1・3 金	第1・3 金	第2・4 金	第1・3 水	第2・4 水	月末	第1・3 水
石浜東	火・金	第2・4 月	第2・4 月	第1・3 月	第2・4 木	第2・4 水	月末	第2・4 水
石浜中	火・金	第2・4 水	第2・4 水	第1・3 水	第1・3 木	第2・4 水	月末	第2・4 水
石浜西	火・金	第1・3 月	第1・3 月	第2・4 月	第2・4 木	第2・4 水	月末	第2・4 水
生 路	火・金	第2・4 木	第2・4 木	第1・3 木	第2・4 水	第2・4 水	月末	第2・4 水
藤 江	火・金	第1・3 木	第1・3 木	第2・4 木	第2・4 水	第2・4 水	月末	第2・4 水

② ごみの出せる時間

種 類	時 間
もえるごみ	・収集日の朝から午前8時まで
もえないごみ	・収集日前日のコンテナが出たときから収集日の午前8時まで
資源ごみ	・プラスチック製容器包装、金属・びん・ペットボトルは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで ・紙類・布類は、収集日の朝から回収日の午前8時まで ・陶磁器は、毎日（常時回収コンテナは設置してあるが、夜間は出さないようにする。） ・廃食用油は、毎日（常時回収容器は設置してあるが、夜間は出さないようにする。） ・羽毛ふとんは、役場常設資源ステーションで毎日

危険物	・スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、回収コンテナが出たときから回収日の午前8時まで
廃乾電池	・毎日（施設内は、開館等時間内）
粗大ごみ	・午前8時までに、処理券を貼り付けた状態で玄関先などに出す。（戸別有料収集） ・東部知多クリーンセンターへ直接持ち込む。
自転車・三輪車 ベビーカー、小 型家電製品	・自転車・三輪車・ベビーカー、パソコン及び小型家電製品は、年1回 各地区コミュニティセンター、集会所で午前9時から12時まで回収 ・横40cm×縦15cm以下の小型家電製品については、毎日（常時回収ボックスは設置してあるが、夜間には出さないようにする。施設内は、開館等時間内。）

(4) 資源ごみ地区別回収日・場所

令和3年3月31日現在

地区名	回収日		場 所	(地名前のNo.は地図番号)
森 岡	(毎月)	(1)	1:大阪屋西	(14) 24:中町20-2
	1・3火曜日	(2)	2:フードセンターカネ平東	(15) 26:村木神社道路北
	金属・びん・ペット	(3)	5:室谷接骨院東	(16) 27:極楽寺南
	2・4火曜日	(4)	6:八剣神社北	(17) 28:杉之池東南
	紙・布	(5)	7:水野石油店東	(18) 29:森岡保育園西
	1・3金曜日	(6)	8:開眼寺	(19) 30:森岡前田公園北
	プラ製容器包装	(7)	10:一色畑南	(20) 32:サンハウス尾張森岡Ⅱ東*
		(8)	11:5 番組新池下北	(21) 33:サンハウス尾張森岡Ⅱ西*
		(9)	13:八百正駐車場東	(22) 34:臨江寺児童遊園
		(10)	16:中町6-22先	(23) 35:森岡取手
		(11)	19:海印寺東	(24) 45:グローバルコート森岡*
		(12)	20:村木苑東	(25) 47:新池公園南
		(13)	21:中町26-3	(26) 54:山之神
森岡台	(毎月)	(1)	3:祖母懷北公園	(10) 37:オーガニックエコ(株)西
	1・3火曜日	(2)	5:上割木25-20東	(11) 39:上源吾12番組
	紙・布	(3)	6:下今池公園	(12) 40:上申間1-120
	2・4火曜日	(4)	8:森岡自然公園北	(13) 42:森の里沈砂池南
	金属・びん・ペット	(5)	10:濁池北公園	(14) 43:下源吾(大府市境)
	1・3金曜日	(6)	12:大池南公園東	(15) 48:森岡自然公園南
	プラ製容器包装	(7)	14:森岡台集会所北	(16) 52:グレイシャスエクスプレスマルゼン*
		(8)	34:二ツ池南	
		(9)	35:石ヶ瀬古戦場西	
緒 川	(毎月)	(1)	1:天白池ふれあい広場北	(23) 25:西高岨ふれあい広場
	1・3水曜日	(2)	2:天白64東	(24) 26:上鰻池東
	金属・びん・ペット	(3)	②:水野機械北(宝前庵)	(25) 27:実盛山ふれあい広場前
	2・4水曜日	(4)	4:入海神社北	(26) 28:キャッスルハイツ東浦*
	紙・布	(5)	5:上家左川51-3東	(27) 29:ルミエール*
	2・4金曜日	(6)	6:水野石油北	(28) ②⑨:相生の松
	プラ製容器包装	(7)	7:五ヶ村川東(古流作)	(29) 30:キャッスルハイツ東浦Ⅱ*
		(8)	8:ホームセンターコーナン北	(30) 31:キャッスルハイツ東浦Ⅳ*
		(9)	9:北新田36-2先	(31) 32:サンサン都西
		(10)	10:緒川コミュニティセンター(旧公民館)東	(32) 33:相生の丘(南公園)
		(11)	11:緒川小学校北	(33) 34:相生の丘(北公園)
		(12)	14:緒川保育園北	(34) 35:レオパレス
		(13)	15:札木公園北	(35) 37:濁池西第1号緑地南
		(14)	16:ひだか動物病院駐車場東	(36) 38:濁池西第1号公園東
		(15)	17:JR緒川駅南	(37) 39:緒川駅東区画整理地内
		(16)	18:佐藤内科クリニック南	(38) 41:辰新町北
		(17)	19:サンブラ東浦西*	(39) 42:辰新町南
		(18)	20:笠松石油西(平成)	(40) 44:中央図書館南
		(19)	21:役場南東	(41) 45:緒川字旭7-1, 7-2, 7-3*
		(20)	22:給食センター北	(42) 46:緒川字旭地内*
		(21)	23:藤和シテイコープ北	(43) 47:緒川字北山神地内
		(22)	24:山の手大橋西	
緒川新田	(毎月)	(1)	1:新田米穀店南	(14) 23:カンナ西
	1・3金曜日	(2)	①:上米田11-28北	(15) 25:西本坪公園場北
	紙・布類	(3)	2:西釜池8-19西	(16) 26:西本坪28-14
	2・4金曜日	(4)	②:葵ノ荘団地集会所北	(17) 28:中本坪6-7南
	金属・びん・ペット	(5)	3:中釜池44-4先	(18) 29:岩月鍼灸院南
	1・3水曜日	(6)	10:メゾンすくも南	(19) 30:上ノ池西
	プラ製容器包装	(7)	13:卯の花公園北	(20) 32:とち池ふれあい広場北
		(8)	14:JA新田支店南	(21) 37:本坪池南東
		(9)	15:肥後原37-1南	(22) 38:アルカディア*
		(10)	16:新田保育園北	(23) 40:組田地区

地区名	回収日		場 所 (地名前のNo.は地図番号)	
緒川新田		(11) 17: 巽ヶ丘ハイツ北 (12) 20: 丸山27-1 (13) 22: 八巻67-1	(24) 41: 組田地内 (25) 43: 組田地内 組田中ふれあい広場内	
東ヶ丘	(毎月) 1・3 金曜日 金属・びん・ペット 2・4 金曜日 紙・布 1・3 水曜日 プラ製容器包装	(1) 1: 東ヶ丘集会所 (2) 3: 東仙台みどり緑地北西 (3) 5: 東仙台32-8 東 (4) 6: 東仙台34-14 東 (5) 8: 東仙台46-10 (6) 9: 東仙台42-11 (7) 10: 高根南公園東 (8) 13: 東仙台18-12 (9) 14: 東仙台13-11 (10) 17: 丸池台80-6 (11) 19: 丸池台80-4 (12) 20: 丸池台78-2	(13) 23: 丸池台13-17 (14) 25: 丸池台7-17 (15) 27: 高根児童公園 (16) 28: 丸池台16-15 (17) 30: 上高根台32-17 (18) 32: 上高根台28-17 (19) 35: 上高根台22-15 (20) 37: 上高根台16-15 (21) 41: 上高根台85 (22) 44: 上高根台8-15 (23) 46: 上高根台1-9 (24) 47: 上高根台35-2	
石浜東	(毎月) 1・3 月曜日 紙・布 2・4 月曜日 金属・びん・ペット 2・4 木曜日 プラ製容器包装	(1) 1: 石浜コミュニティセンター (旧公民館) (2) 2: 石浜区民館 (3) 3: 芦間29-1 西 (4) 4: 東中飛翔館東 (5) 5: 石浜保育園北 (6) 6: 廻間64南 (7) 8: 平林公園 (8) 9: 鈴木建築西 (9) 10: 玉洞院南東 (10) 11: 子供墓所前 (11) 12: 西平地東 (12) 13: 片山南ふれあい広場 (13) 14: 川尻18-11 西 (14) 15: スカイハイム西 (15) 16: 明光寺北 (16) 17: カネ市ゴム工業北 (17) 18: シルバー人材センター西 (18) 19: 火の見やぐら (19) 22: グリーンハイツ杉 (20) 23: 成田商店南 (21) 25: 町営グラウンド西 (22) 26: 第2リビエール石浜 (23) 28: 芦間8-1 南 (24) 31: 西平地1-77 北 (25) 39: リビエール石浜* (26) 41: 玉洞院西 (27) 42: 三本松公園 (28) 43: 午池西 (29) 44: 竹商東	(30) 49: 午池分譲入口 (31) 50: 桜見台4-9 (32) 51: 桜見台11-6 (33) 53: 桜見台21-22 (34) 55: 桜見台21-11 (35) 57: 桜見台26-15 (36) 62: フィオーレ西 (37) 63: 中央70 (かみね南公園南) (38) 64: アットイーズB棟北 (39) 65: ミリオンベルI 東 (40) 67: グランドール東 (41) 68: 中央10-10 先 (42) 69: 消防石浜分団詰所東 (43) 70: 中子新田区画整理地内 (44) 71: JR石浜駅南 (45) 72: 黒鳥58-3 (46) 73: 黒鳥26-59 (47) 74: 黒鳥26-74 (48) 75: エクセルグランデ東浦* (49) 76: 川尻5 南* (50) 77: JR石浜駅自転車駐車場横 (51) 78: 緑が丘地内 (52) 81: キャッスルハイツ* (53) 83: 榊豊田自動織機石浜寮* (54) 84: プリオール東浦* (55) 87: セントリリー* (56) 88: スターターマンション東浦* (57) 91: 御保田地内	
石浜中	(毎月) 1・3 水曜日 紙・布 2・4 水曜日 金属・びん・ペット 1・3 木曜日 プラ製容器包装	(1) 1: 吹付2-158 西 (2) 2: 吹付東公園南西 (3) 3: 吹付東公園北 (4) 4: 吹付2-99 西 (5) 5: 吹付2-54 西 (6) 6: 田之助6-49 東 (7) 7: 田之助6-13 東 (8) 8: 菰蓋1-86 西 (9) 9: 吹付2-33 西	(10) 10: 菰蓋1-134 南 (11) 11: 白山1-19 南 (12) 12: 桜見台8-1 (13) 13: 桜見台6-4 (14) 14: 藤塚公園東 (15) 16: 菰蓋1-149 東 (16) 17: 藤塚1-63 西 (17) 18: 菰蓋1-116 西	

地区名	回収日		場 所 (地名前のNo.は地図番号)
石浜西	(毎月)	(1)	1: 3 街区 4 棟東
	1・3 月曜日	(2)	2: 3 街区 9 棟西
	金属・びん・ペット	(3)	3: 3 街区 8 棟東
	2・4 月曜日	(4)	4: 3 街区 7 棟北
	紙・布	(5)	5: 3 街区 6 棟西
	2・4 木曜日	(6)	7: 3 街区 4 棟西
	プラ製容器包装	(7)	14:2街区13棟北①
		(8)	15:2街区13棟北②
		(9)	26: 県営東浦住宅 1 棟西
		(10)	27: 県営東浦住宅 8 棟東
		(11)	28: 県営東浦住宅 8 棟東
		(12)	29: 県営東浦住宅 6 棟東
		(13)	30: 県営東浦住宅 2 棟北
		(14)	31: 県営東浦住宅 2 棟北
		(15)	35: 県営東浦住宅 4 棟南
		(16)	41: 南ヶ丘中公園西
		(17)	42: 南ヶ丘南公園東
		(18)	43: 南ヶ丘 5-1 西
生 路	(毎月)	(1)	1: 泉ヶ池西
	1・3 木曜日	(2)	2: 泉ヶ池東
	紙・布	(3)	3: 浜田公園
	2・4 木曜日	(4)	4: レインボー東浦石浜*
	金属・びん・ペット	(5)	5: レインボー東浦*
	2・4 水曜日	(6)	7: 丸浜サイジング
	プラ製容器包装	(7)	8: サンプラ生路*
		(8)	9: 東午新田 3 先
		(9)	11: 山口建築東
		(10)	13: 坂下 1 8 南
		(11)	15: 北若衆稽古部屋
		(12)	16: 生路小学校北東
		(13)	17: 生路コミュニティセンター (旧公民館)
		(14)	19: 門田公園
		(15)	20: 長坂組東
		(16)	25: ジャス東浦東*
		(17)	26: ジャス東浦西*
藤 江	(毎月)	(1)	1: 厄松池南
	1・3 木曜日	(2)	4: 三丁 1-2 東
	金属・びん・ペット	(3)	5: ふじが丘 24-8
	2・4 木曜日	(4)	7: ふじが丘 31-11
	紙・布	(5)	9: ふじが丘 36-15
	2・4 水曜日	(6)	10: 西河屋東
	プラ製容器包装	(7)	13: ふじが丘 11-23
		(8)	15: ふじが丘 6-26
		(9)	17: ふじが丘 1-1 8
		(10)	20: 上廻間 23-1 東
		(11)	23: 上廻間 29-1 西
		(12)	24: 前田 29 北
		(13)	27: 上満 24-8 北
		(14)	28: 上満 18-4 南
		(15)	29: 藤江公民館駐車場南
		(16)	30: 須賀川樋門北
		(17)	32: ふじが丘 21-12
		(20)	36: 県営東浦住宅 5 棟南
		(21)	37: 県営東浦住宅 9 棟
		(22)	38: 県営東浦住宅 10 棟
		(23)	39: 県営東浦住宅 11 棟
		(24)	40: 南ヶ丘北公園
		(19)	44: 南ヶ丘 11-14 東
		(20)	45: 南ヶ丘 21-16 東
		(21)	46: 南ヶ丘 26-71
		(22)	47: 南ヶ丘 26-63
		(23)	48: 南ヶ丘南公園北
		(24)	49: 南ヶ丘 26-70
		(25)	50: 南ヶ丘 26-69
		(26)	51: 南ヶ丘 26-68
		(27)	52: 県営東浦住宅 17 棟東
		(28)	53: 県営東浦住宅 17 棟
		(29)	54: 南ヶ丘自治集会所
		(30)	55: 県営東浦住宅 14 棟北
		(18)	27: ピボットマンション*
		(19)	29: 大踏切の地蔵前
		(20)	31: 厄松池東
		(21)	34: 花井製作所第 6 駐車場東
		(22)	35: 東浦高校東
		(23)	37 西午新田ふれあい広場北
		(24)	38: キャッスルハイツ東浦Ⅲ
		(25)	39: 門田 27-26
		(26)	42: コペアヤマソウ*
		(27)	46: 前田 3 5-7 9 (生路前田南公園)
		(28)	47: 前田 35-22
		(29)	53: フェリーチェひがしうら*
		(30)	54: 門田 87
		(31)	57: 折戸地区
		(32)	59: 西午新田地内
		(33)	60: 梨ノ木地内
		(18)	33: 西之宮 33-17 東
		(19)	34: 鈴木組資材置場東
		(20)	38: シャトー雅前
		(21)	43: 前田クリニック南
		(22)	44: 町営藤江住宅西
		(23)	45: 新福工業南
		(24)	47: 荒子 87-1 西
		(25)	49: 荒子 8-199
		(26)	52: 荒子団地浄化槽隣
		(27)	53: 荒子団地北国道沿い
			101: エルグランデ東浦*
		(29)	102: グランコート東浦*
		(30)	104: キャノンピア東浦*
		(31)	105: レインボー東浦藤江*
		(32)	110: レオパレスムート*
		(33)	111: ノビリティマルユウ*

(注) *印のついている回収場所は、入居者専用です。

(5) 指定ごみ袋販売所

(54販売所)

令和3年3月31日現在

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
1	森 岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷 1	83-2543
2	〃	八百正	森岡字半之木77 - 1	83-8627
3	〃	ドミー東浦店	森岡字前田55 - 1	83-5141
4	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35 - 9	84-1888
5	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池 8 - 76	83-4893
6	〃	酒市場本店	森岡字上半之木51 - 5	84-1826
7	〃	ゲンキー東浦店	森岡字前田55 - 1	82-3390
8	〃	ファミリーマート東浦森岡店	森岡字田面91 - 1	82-2058
9	〃	ファミリーマート東浦森岡南店	森岡字新池下36 - 1	82-0677
10	緒 川	松華園	緒川字家下 1	83-2324
11	〃	ドラッグカネヨ	緒川字竹塚13 - 4	83-3375
12	〃	タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
13	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
14	〃	水谷金物店	緒川字下出口 2 - 2	83-2502
15	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区 8	83-2235
16	〃	ファミリーマート東浦役場前店	緒川字平成55	82-3122
17	〃	山口屋商店	緒川字家下 3 - 2	83-2256
18	〃	わたや呉服店	緒川字屋敷二区143	83-2258
19	〃	パオみよしや東浦店	緒川字南大狭間56 - 3	84-3714
20	〃	イオンスタイル東浦	緒川字旭13 - 2	82-2800
21	〃	スギ薬局東浦店	緒川字家下22 - 1	84-5031
22	〃	ローソン東浦於大公園前店	緒川字大門二区43	84-5110
23	〃	セブン-イレブン東浦緒川塩田店	緒川字塩田68	84-7328
24	〃	ローソン東浦鰻池店	緒川字鰻池 1 - 3	84-3655
25	〃	ホームセンターコーナン知多東浦店	緒川字北新田 8 - 5	82-1061
26	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
27	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10 - 6	34-9904
28	〃	にぎわい市場マルス東ヶ丘店	緒川字東仙台 1	84-6988
29	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池 5 - 8	35-0029

No.	地 区	販売所名	住 所	電 話
30	緒川新田	セブン - イレブン東浦緒川植山店	緒川字植山31 - 3	35-3231
31	〃	セブン - イレブン東浦知多インター店	緒川字上米田2 - 11	84-7557
32	〃	ファミリーマート東浦緒川植山店	緒川字植山43 - 2	34-0027
33	〃	卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山11 - 8	34-4822
34	石 浜	ショッピングマルス本店	石浜字八ツ針1 - 26	83-7112
35	〃	ファミリーマート東浦石浜南店	石浜字行田18 - 1	82-2155
36	〃	松谷マッサージ治療院	石浜字川尻17 - 10	83-1003
37	〃	セブン - イレブン東浦石浜駅西店	石浜字なかね11 - 8	84-7634
38	〃	ファミリーマート東浦南ヶ丘店	石浜字南ヶ丘16 - 15	84-8651
39	〃	V drug東浦店	石浜字行田8 - 1	82-2220
40		石浜イクヂ薬品	石浜字白山1 - 27	83-7259
41	〃	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13 - 14	82-2501
42	〃	アイプラザ店	石浜字菰蓋1 - 143	83-7202
43	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
44	〃	コノミヤ東浦店	生路字池下61 - 9	83-8811
45	〃	ウエルシア東浦生路店	生路字池下119	82-5700
46	〃	いくまん呉服店	生路字浜田16 - 1	83-3202
47	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24 - 7	82-5202
48	藤 江	カネラ新美商店	藤江字須賀130	83-2207
49	〃	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48 - 18	83-6069
50	〃	セブン - イレブン東浦藤江店	藤江字荒子8 - 179	84-8551
51	〃	スギ薬局東浦南店	藤江字荒子6	57-1670
52	阿久比町 板 山	セブン - イレブン阿久比旭台店	阿久比町 板山字広脇6 - 4	(0569) 48-7107
53	阿久比町 卯白沢	セブン - イレブン阿久比白沢店	阿久比町 白沢字西石根5 - 1	(0569) 48-8892
54	阿久比町 卯 坂	ピアゴ阿久比北店	阿久比町 卯坂字惣山65	(0569) 48-5611

(6) 粗大ごみ処理券販売所

(24販売所)

令和3年3月31日現在

No.	地 区	販売所名		電 話
1	森 岡	八百正	森岡字半之木77 - 1	83-8627
2	〃	ドミー東浦店	森岡字前田55 - 1	83-5141
3	〃	くすりのアルファ薬局	森岡字下今池35 - 9	84-1888
4	〃	満寿屋酒店	森岡字濁池 8 - 76	83-4893
5	緒 川	松華園	緒川字家下 1	83-2324
6	〃	ドラッグカネヨ	緒川字竹塚13 - 4	83-3375
7	〃	タカラヤ	緒川字竹塚14	83-4101
8	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
9	〃	水谷金物店	緒川字下出口 2 - 2	83-2502
10	〃	敷島屋	緒川字屋敷二区64 - 1	83-2336
11	〃	ヤマニ商店	緒川字屋敷三区 8	83-2235
12	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44 - 2	83-2469
13	〃	山口屋商店	緒川字家下 3 - 2	83-2256
14	〃	行政サービスコーナー	緒川字旭13 - 2	82-2940
15	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
16	緒川新田	新田米穀店	緒川字西釜池10 - 6	34-9904
17	〃	エビスヤ東浦店	緒川字西釜池 5 - 8	35-0029
18	石 浜	ファミリーマート東浦石浜店	石浜字中央13 - 14	82-2501
19	〃	ファミリーマート東浦石浜南店	石浜字行田18 - 1	82-3382
20	生 路	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339
21	〃	ファミリーマート東浦生路店	生路字浜田24 - 7	82-5202
22	〃	いくまん呉服店	生路字浜田16 - 1	83-3202
23	藤 江	イクヂ天心堂薬局	藤江字大坪48 - 18	83-6069
24	〃	セブソン・イレブソン東浦藤江店	藤江字荒子 8 - 179	84-8551

(7) ごみ収集量

① ごみ収集量の年度別変化

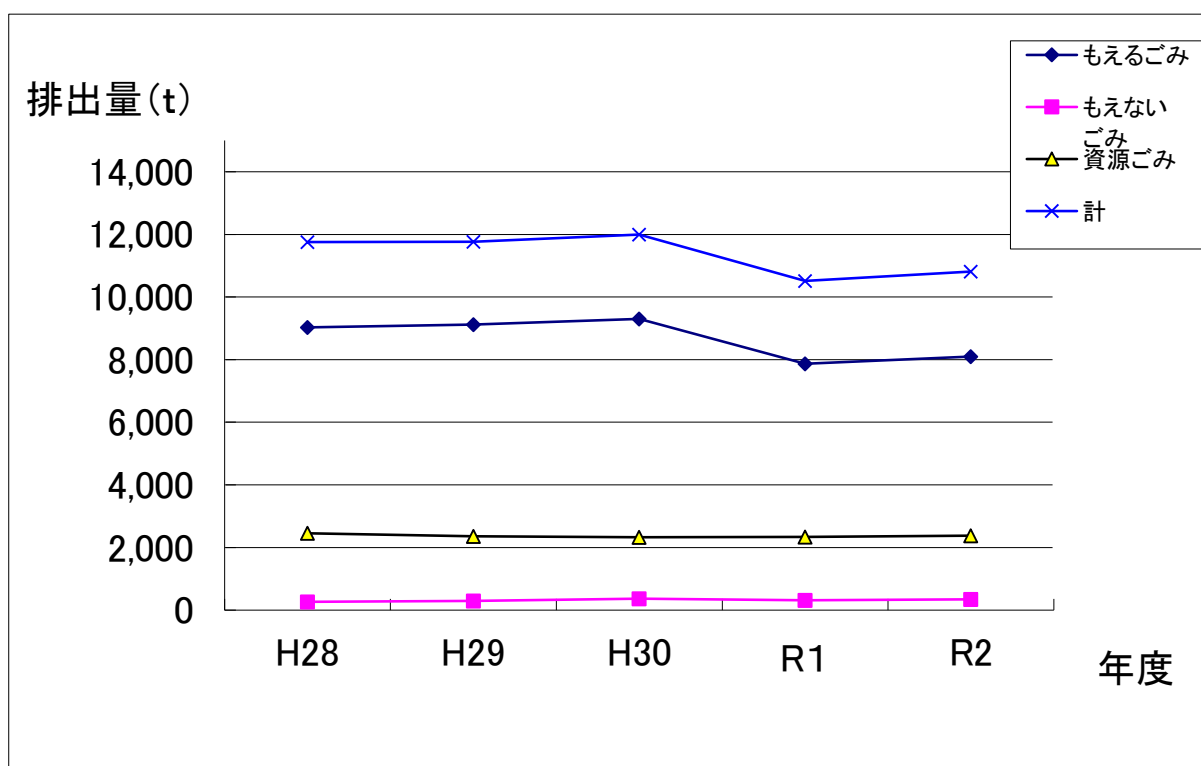
東浦町が収集したごみ（一般廃棄物）の総量は、平成30年度まではほぼ横ばいでしたが、平成31年4月1日より家庭系可燃ごみ処理有料化を実施した効果もあり、対前年度比で約1,481 tの減少となりました。

しかし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化に伴い、ごみの全体量は増加に転じています。

また、住民1人当たりの年間排出量で比較すると、平成28年度では約234kg、令和2年度では約215kgとなりました。

なお、資源ごみについては、この5年間の1人当たりの排出量は、約2kgの減少となっています。

※住民1人当たりの年間排出量＝ごみ収集量÷人口



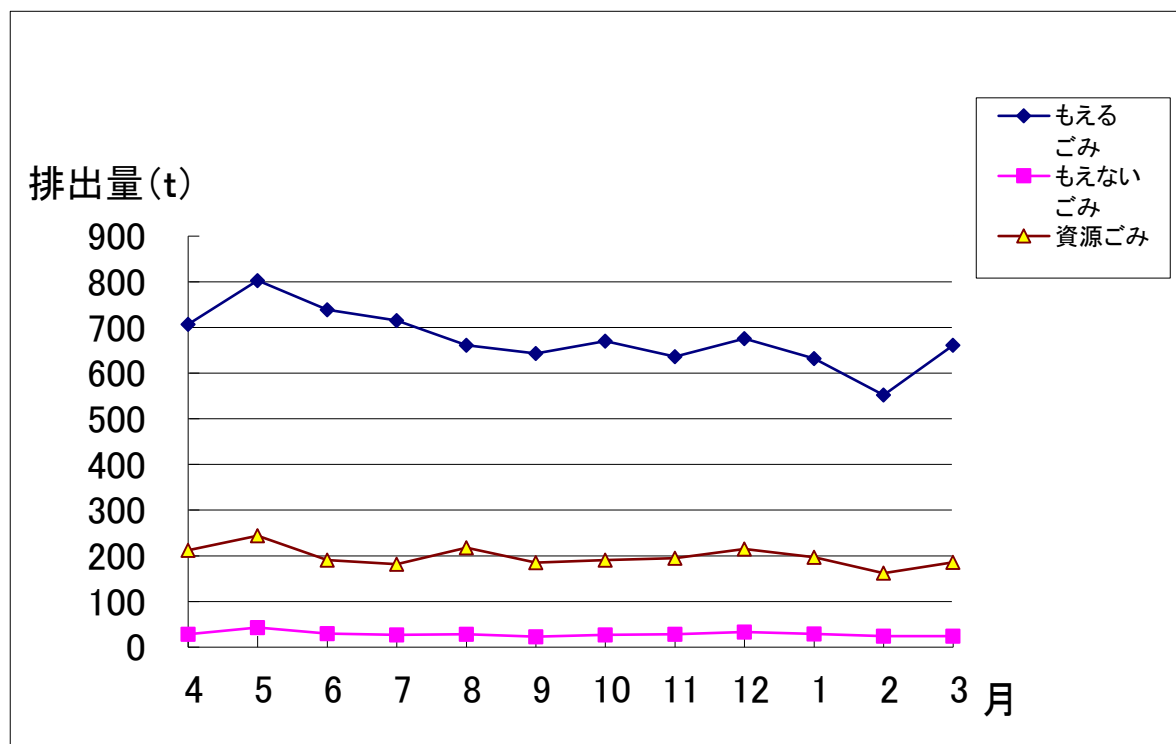
(単位:t)

年度 種類	H28	H29	H30	R 1	R2
もえるごみ	9,033	9,120	9,301	7,868	8,095
もえない ごみ	265	291	366	310	344
資源ごみ	2,454	2,357	2,328	2,336	2,378
計	11,752	11,768	11,995	10,514	10,817
人口 (人)	50,299	50,417	50,101	50,107	50,250

(注) 1 もえるごみ・もえないごみは、一般収集＋公用（公共施設のごみ）のみ

(注) 2 人口は、毎年度10月1日現在

② ごみ収集量の月別変化（令和２年度）



（単位：t）

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
もえるごみ	707	803	739	715	661	643	670	636	676	632	552	661
もえないごみ	28	43	30	27	28	23	27	28	33	29	24	24
資源ごみ	212	244	191	182	218	185	191	195	215	197	162	186

③ ごみの1世帯あたりの収集量及び処理費

（一般＋公用ごみ）

区分 年度	収集世帯	処理量			1世帯あたりの 収集量 (kg)	1世帯あたりの 処理費(円)
		もえるごみ (t)	もえないごみ (t)	合計 (t)		
H28	19,877	9,084	258	9,342	470	9,843
H29	20,063	9,033	265	9,298	463	13,120
H30	20,394	9,301	366	9,667	474	21,940
R 1	20,563	7,868	310	8,178	398	5,868
R 2	20,840	8,095	344	8,439	405	10,119

（注） 1 収集世帯件数は、各年の10月1日現在

（注） 2 1世帯あたりの処理費は、処理に要する経費のみで、収集運搬費は含まれません。

④ 資源ごみ回収量（令和２年度）

（単位：kg）

		森岡	森岡台	緒川	新田	東ヶ丘	石浜東
金属類	アルミ	6,749	4,354	9,890	5,034	6,622	17,386
	スチール	6,316	4,394	9,722	4,584	6,562	12,511
	計	13,065	8,748	19,612	9,618	13,184	29,897
紙布類	新聞紙	30,160	16,816	28,464	10,436	48,460	50,705
	雑誌・広告	39,940	36,289	62,543	22,804	50,321	74,039
	ダンボール	32,578	19,375	40,070	16,655	44,108	69,467
	紙パック	1,700	1,443	2,650	1,318	2,480	2,839
	ボール紙	3,623	7,309	10,299	5,349	4,618	8,018
	布	8,653	6,286	13,012	5,346	12,127	17,326
	計	116,654	87,518	157,038	61,908	162,114	222,394
びん類	一升びん	989	821	1,528	631	838	1,511
	ビールびん	275	38	80	26	216	443
	カレット	25,858	20,090	43,520	18,770	30,394	54,530
	計	27,122	20,949	45,128	19,427	31,448	56,484
プラスチック	ペットボトル	13,735	8,962	19,800	9,412	12,910	32,722
	プラスチック製容器包装	30,470	23,950	51,850	28,740	38,030	45,770
	計	44,205	32,912	71,650	38,152	50,940	78,492
合 計		201,046	150,127	293,428	129,105	257,686	387,267

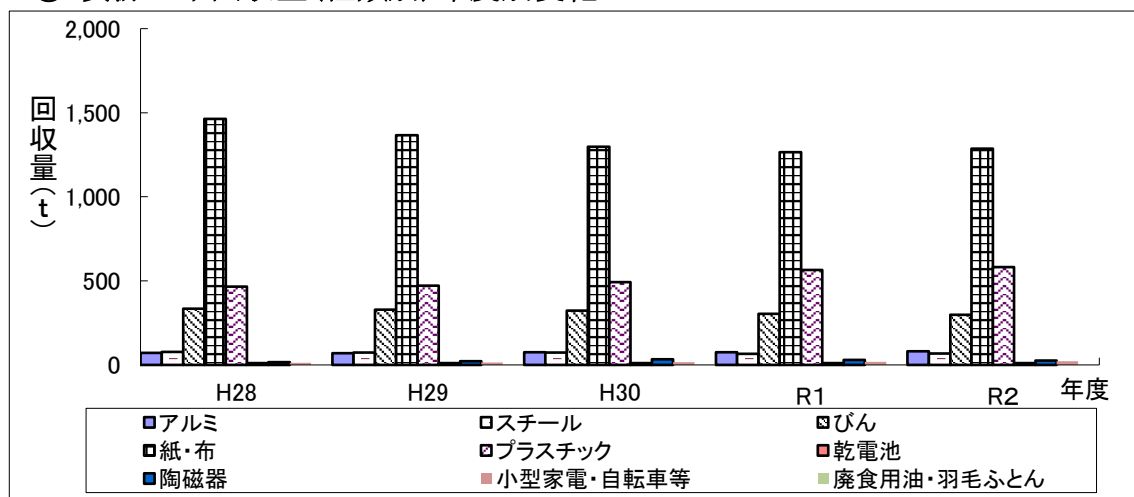
		石浜中	石浜西	生路	藤江	全域	計
金属類	アルミ	3,492	6,284	9,771	10,994	-	80,576
	スチール	3,226	4,931	7,648	7,940	-	67,834
	計	6,718	11,215	17,419	18,934	-	148,410
紙布類	新聞紙	28,480	15,706	37,980	19,926	-	287,133
	雑誌・広告	31,956	41,354	44,561	41,789	-	445,596
	ダンボール	24,173	31,135	46,078	41,305	-	364,944
	紙パック	927	1,288	2,419	2,023	-	19,087
	ボール紙	3,048	6,979	4,968	10,979	-	65,190
	布	6,530	10,116	12,878	11,346	-	103,620
	計	95,114	106,578	148,884	127,368	-	1,285,570
びん類	一升びん	408	317	986	1,335	-	9,364
	ビールびん	102	107	211	153	-	1,652
	カレット	11,028	15,080	33,478	35,230	-	287,978
	計	11,538	15,504	34,675	36,718	-	298,994
プラスチック	ペットボトル	6,714	13,622	17,739	19,172	-	154,788
	プラスチック製容器包装	22,570	19,650	50,670	44,510	71,857	428,067
	計	29,284	33,272	68,409	63,682	71,857	582,855
乾電池		-	-	-	-	11,060	11,060
陶磁器		-	-	-	-	26,720	26,720
小型家電・自転車等		-	-	-	-	22,369	22,369
廃食用油		-	-	-	-	2,000	2,000
羽毛ふとん		-	-	-	-	63	63
合 計		142,654	166,569	269,387	246,702	134,069	2,378,041

（注） 1 全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載

（注） 2 プラスチック製容器包装全域欄は役場拠点回収量を表示

（注） 3 乾電池、陶磁器、小型家電・自転車等、廃食用油、羽毛ふとんは拠点回収のため町全域の回収量を表示

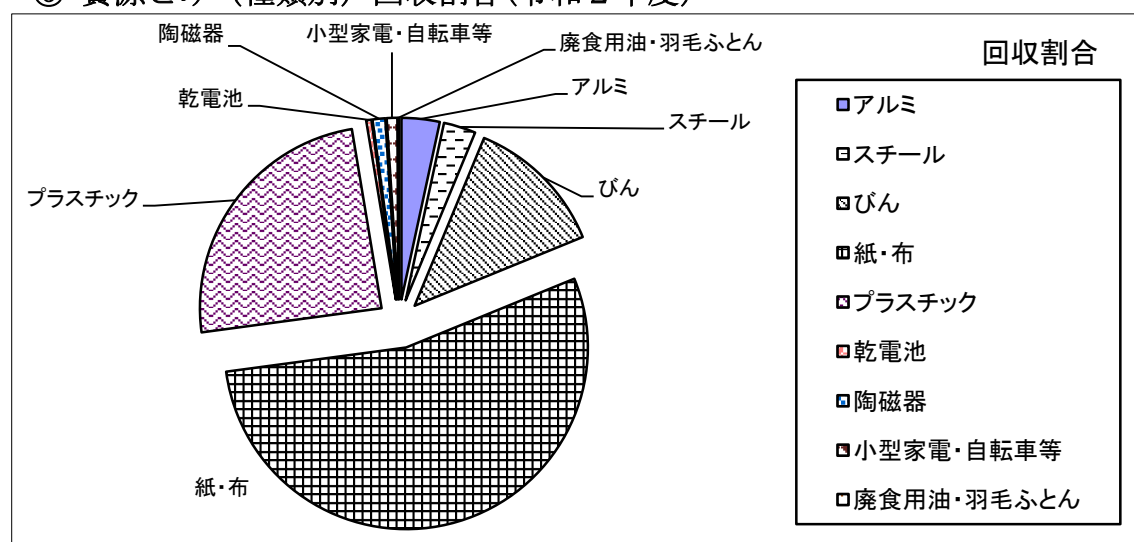
⑤ 資源ごみ回収量(種類別)年度別変化



(単位: t)

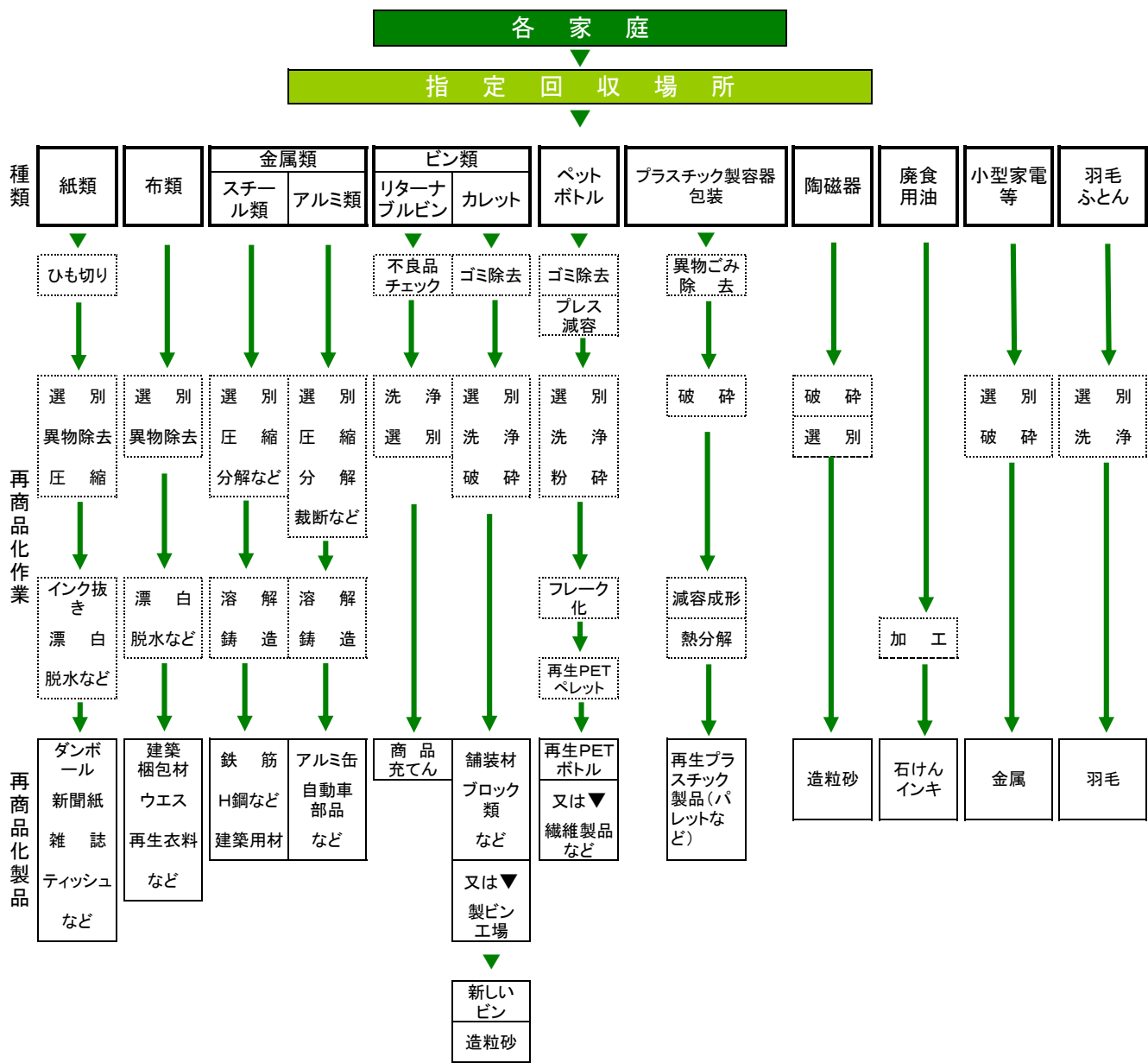
種類 \ 年度	H28	H29	H30	R 1	R 2
アルミ	72.3	70.0	75.9	76.4	80.6
スチール	78.2	73.5	74.6	66.0	67.8
びん	334.6	328.8	323.0	303.9	299.0
紙・布	1,463.7	1,365.6	1,296.9	1,264.3	1,285.6
プラスチック	465.1	470.7	492.9	564.4	582.8
乾電池	10.2	10.0	11.6	10.7	11.0
陶磁器	16.3	21.8	33.8	29.0	26.7
小型家電・自転車等	13.4	15.2	17.2	19.4	22.4
廃食用油・羽毛ふとん		1.6	1.8	1.9	2.1
合計	2,453.8	2,357.2	2,327.7	2,336.0	2,378.0

⑥ 資源ごみ(種類別)回収割合(令和2年度)



品 目	回収量 (kg)	回収割合 (%)
アルミ	81	3.4
スチール	68	2.9
びん	299	12.6
紙・布	1,286	54.1
プラスチック	583	24.5
乾電池	11	0.5
陶磁器	27	1.1
小型家電・自転車等	22	0.9
廃食用油・羽毛ふとん	2	0.1
計	2,378	100.0

⑦ 資源ごみの流れ（令和2年度）



2 し 尿

(1) し尿の収集料金

定額制	定額料金	1 人/月	370 円	①一般家庭が対象。 ②月 1 回のくみ取りが原則。 ③3 歳未満（3 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者は無料。 ④人員は、くみ取り予定日の前月 1 日の人員。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。
	超過料金	1 回につき	740 円	月 2 回以上のくみ取りをする場合に 2 回目以降のくみ取りから徴収する。
従量制		18 リットルにつき	185 円	①人員の確定困難な事務所・飲食店等及び簡易水洗式便槽が対象。 ただし、一般家庭でも次の場合は対象とする。 ・水洗式くみ取りの場合 ・月 1 回のくみ取りを必要としない場合 ・多量の水を使用しないとくみ取りできない場合 ・人員の確認が困難な場合 ・その他定額制が不適当な場合 ②月 1 回のくみ取りが原則。 ③雨水、地下水等が浸入した場合のくみ取り。 ④1 リットル未満の端数は切り捨てる。 ⑤くみ取りは、地区ごとに定められた期間に行う。

(2) くみ取りにあたっての留意事項

①留守家庭の取り扱いについて

- ・くみ取り予定日前後に外出するときは、くみ取り券入れに必要な枚数（従量制は必要と思われる枚数）を入れ、風などでくみ取り券が飛ばされないようにし、わかりやすいところに明示する。
- くみ取り券が用意されていないと、くみ取りができない。

②くみ取り券入れについて

- ・くみ取り券入れは、住所・氏名・人員等の必要事項を記入し、留守時に利用する。

③くみ取り券について

- ・定額制の超過料金は、1 回につき定額制くみ取り券 2 枚が必要。
- ・くみ取り券を業者に提出する時は、いずれか 1 枚の裏面に住所・氏名を記入する。

④くみ取りの予定日について

- ・広報ひがしうらで随時お知らせする。
- ・毎月、森岡・緒川・緒川新田・石浜・生路・藤江の順に実施。

⑤その他

- ・転入、転出及び死亡等で人員に変更があった場合は届出が必要。
- ・くみ取り口付近は、作業のしやすいようにする。
- ・便そうの清掃に使用する水は、1カ月10リットル以内。
- ・現金支払いは不可。
- ・平成27年10月1日の収集手数料から価格改定を実施。
 定額券（旧）270円 → （新）370円
 従量券（旧）135円 → （新）185円
 ※旧価格のし尿汲み取り券は、補助券（1枚 50円）と組み合わせることで、引き続き利用可能。

⑥くみ取り委託業者

トーエイ株式会社 電話 83-3880

（３）くみ取り券販売所

（12販売所）

令和3年3月31日現在

No.	地区	販売所名	住 所	電 話
1	森岡	フードセンターカネ平	森岡字新屋敷1	83-2543
2	〃	あいち知多農協 森岡支店	森岡字取手118-4	83-2081
3	緒川	敷島屋	緒川字屋敷二区64-1	83-2336
4	〃	松華園	緒川字家下1	83-2324
5	〃	あいち知多農協 東浦支店	緒川字浜田3-7	83-2121
6	〃	かねり商店	緒川字屋敷一区96	83-2028
7	〃	大黒屋	緒川字屋敷三区44-2	83-2469
8	〃	役場環境課	緒川字政所20	83-3111
9	緒川新田	あいち知多農協 新田支店	緒川字寿久茂48	34-8296
10	〃	新田米穀店	緒川字西釜池10-6	34-9904
11	生路	あいち知多農協 東浦南部支店	生路字池下111-1	83-2084
12	〃	ミヅノ屋	生路字梨ノ木13	83-3339

(4) し尿収集量

年度	年間処理量 (t)	収集人口 (人)	総人口 (人)
H28	1,272	1,309	50,299
H29	1,169	1,283	50,417
H30	1,141	1,257	50,101
R 1	1,133	1,156	50,107
R 2	1,100	1,100	50,250

(注) 人口は、各年度 10 月 1 日現在

(5) 浄化槽設置状況

(単位：基)

令和 3 年 3 月 31 日現在

年度	総 数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
H28	5,218	3,615	1,603
H29	5,143	3,579	1,564
H30	5,056	3,525	1,531
R 1	5,039	3,504	1,535
R 2	5,024	3,488	1,536

3 東部知多衛生組合の状況

(1) 月別し尿・ごみ処理量（令和2年度）

月	区分	し尿処理（t） 東部知多浄化センター			ごみ処理（t） 東部知多クリーンセンター				
		し尿	浄化槽汚泥	計	可燃物		不燃物		計
					一般収集	持込有料	一般収集	持込有料	
令和2年4月		97.66	965.22	1,062.88	706.21	188.32	27.63	6.62	928.78
5月		85.89	828.37	914.26	801.47	238.99	42.53	10.52	1,093.51
6月		90.83	852.66	943.49	738.63	235.53	30.03	5.87	1,010.06
7月		109.19	855.15	964.34	699.81	238.94	23.19	7.72	969.66
8月		82.47	719.67	802.14	657.08	220.02	26.74	6.69	910.53
9月		91.44	777.76	869.20	640.70	215.43	22.67	4.55	883.35
10月		90.31	735.71	826.02	666.60	247.49	27.03	8.55	949.67
11月		84.08	761.10	845.18	635.27	276.61	27.79	4.73	944.40
12月		83.37	725.29	808.66	675.33	237.03	32.76	12.25	957.37
令和3年1月		92.41	787.92	880.33	630.69	203.07	28.89	7.68	870.33
2月		97.20	697.50	794.70	551.19	185.98	23.85	5.86	766.88
3月		95.55	921.67	1,017.22	660.03	224.35	24.56	8.84	917.78
計		1,100.40	9,628.02	10,728.42	8,063.01	2,711.76	337.67	89.88	11,202.32
1 か 月 平 均		91.70	802.34	894.04	671.92	225.98	28.14	7.49	933.53

（注） 一般収集は、公用持込を含む。

(2) ごみの状況

（単位：t）

年度	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
H28	9,033	22.2	11,540	28.4	15,974	36.4	5,467	13.0	42,014	100
H29	9,120	21.5	11,675	27.5	15,964	38.0	5,430	13.0	42,189	100
H30	9,301	21.6	11,547	27.4	15,870	37.6	5,488	12.9	42,206	100
R1	7,868	19.1	11,667	28.3	16,120	39.8	5,525	12.8	41,180	100
R2	8,095	19.3	11,652	27.8	16,375	39.0	5,822	13.9	41,944	100

（注）可燃物のみの投入量

(3) し尿・浄化槽汚泥の状況

(単位:t)

年度	構成市町 量	東浦町		豊明市		大府市		阿久比町		合計	
		投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率	投入量	率
H28		11,704	27.8	8,208	19.5	15,175	36.0	7,063	16.8	42,150	100
H29		11,400	27.4	8,288	19.9	14,638	35.2	7,233	16.7	41,559	100
H30		11,179	27.4	8,213	20.1	14,568	35.7	6,877	16.8	40,837	100
R 1		10,997	27.2	8,095	20.0	14,754	36.5	6,575	16.3	40,421	100
R 2		10,728	26.5	7,909	19.6	15,320	37.9	6,471	16.0	40,428	100

(4) 負担金の推移

■東浦町年度別状況

(単位:千円)

年度 項目	H28	H29	H30	R 1	R 2
組合債償還金	12,590	19,613	26,567	28,089	34,020
投資的経費	232,635	1,155,684	2,433,146	343,842	169,812
経常的経費 (し尿関係)	35,952	37,165	37,799	38,317	37,027
〃 (ごみ関係)	139,137	142,595	185,836	194,727	222,844
〃 (温水プール関係)	26,076	25,700	21,682	2,219	22,251
歳出計 (a)	446,390	1,380,757	2,705,030	607,194	485,954
負担金以外の歳入計 (b)	178,507	1,048,605	2,196,515	371,184	200,152
実質負担金 (a) - (b)	267,883	332,152	508,515	236,010	285,802

■構成市町別状況 (令和2年度)

(単位:千円)

構成市町 項 目	東浦町	豊明市	大府市	阿久比町	合計
組合債償還金	34,020	45,214	59,753	17,891	156,878
投資的経費	169,812	233,409	314,109	97,135	814,465
経常的経費 (し尿関係)	37,027	27,683	49,123	22,796	136,629
〃 (ごみ関係)	222,844	284,252	410,113	130,165	1,047,374
〃 (温水プール関係)	22,251	11,416	41,158	4,751	79,576
歳出計 (a)	485,954	601,974	874,256	272,738	2,234,922
負担金以外の歳入計 (b)	200,152	252,262	368,414	105,539	926,367
実質負担金 (a) - (b)	285,802	349,712	505,842	167,199	1,308,555

用語解説（５０音順）

・赤潮

プランクトンが異常繁殖して海面が赤色又は赤褐色になる現象で、プランクトンが魚介類のエラにつまり窒息死するという被害をうけます。赤潮発生の原因は、生活排水や工場排水などの流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれています。

→富栄養化

・アルキル水銀

水銀にアルキル基が１個又は２個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称であり、無色の液体又は、白色の固体状をしています。

アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭搾、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。

・一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

・化学的酸素要求量(COD)

湖沼における有機物による水の汚濁の程度を示す指標。酸化剤を使用して、水中の有機物を分解するのに消費される酸素の量を表すもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。

・カドミウム(Cd)

主に亜鉛の生産に伴い産出される重金属。長期にわたり大量に体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害・胃腸障害・腎臓障害等を起こします。富山県神通川流域で発病した「イタイイタイ病」は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれています。

・環境基準

環境基本法第１６条に基づき国が定める基準。環境行政を進めていく上での指針となるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関して定められています。

・光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、強い日射を受け光化学反応を起こし生じる物質で、二酸化窒素を除くオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化力の強い物質の総称。高濃度のときは、目を刺激し呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼします。

→窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)

・揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体となる有機化合物の総称。代表的な物質は、トルエン、キシレン、酢酸エチル等で、塗料や接着剤、インク等に溶剤として含まれています。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

・酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもpH5.6程度となっています。このため一般的にはpH5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。健康被害として、乳幼児に対するチアノーゼや窒息を起こします。

・水素イオン濃度(pH)

溶液中の酸性、アルカリ性を示す指数で単位はpH。中心となる数値を7（中性）とし、7より小さいものは弱酸性（4～7）、強酸性（0～3）、7より大きいものは弱アルカリ性（7～10）、強アルカリ性（11～14）と分けられています。

・生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の汚濁物質が、微生物により酸化分解するときに消費される酸素の量。河川の有機物による水の汚濁の程度を示す指標であり、きれいな水では1～3、ややきれいな水では3～5、汚れている水では5～10、非常に汚れている水では10以上で、数値が高いほど水質が悪いことを意味します。

・全シアン

シアン化合物の総称。シアン化水素、シアン化カリウム等の他、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素やシアン化カリウム等は、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。

・窒素

水中の栄養塩類として閉鎖性水域や湖沼の富栄養化の原因となる物質の一つ。窒素は、りんとともに赤潮の原因となります。

→富栄養化、赤潮

・リン

水中の栄養塩類として閉鎖性水域や湖沼の富栄養化の原因となる物質の一つ。窒素と同様に、赤潮の原因となります。

→富栄養化、赤潮

・総水銀

水銀、水銀化合物(メチル水銀等)を合わせた金属水銀の量。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用しています。水銀化合物中には、強い毒性を持つものが有り、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。

・ダイオキシン類

物を燃焼する過程で非意図的に生成される、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めて、ダイオキシン類といい、「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出を規制しています。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

・大腸菌群数

人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布する細菌を一括した総称。大腸菌自体は有害ではないが、水中に多く存在すれば人間や家畜の糞尿により水が汚染されていることになり、水中の大腸菌群数は水質汚濁の指標となっています。

・地球温暖化

二酸化炭素等の物質は、日射エネルギーをほぼ完全通過させる一方、地表から放射される赤外線は吸収し宇宙空間に熱を逃さない「温室効果」をもっており、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により熱の吸収が増え、地球の気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。地球温暖化により、異常気象、海面水位の上昇、生態系の変化や農業への影響等が懸念されています。

・窒素酸化物(NO_x)

大気汚染物質である窒素(N)と酸素(O)の化合物全体のことで、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO_2)が主です。通称「ノックス(NO_x)」という。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合し発生します。発生源は、工場、家庭等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。

・テトラクロロエチレン

不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精錬加工でも使用しています。高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激し蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。

・トリクロロエチレン

不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用します。無色の水より重い液体で眼・鼻・のどを刺激し、吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。

・鉛(Pb)

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛石の形で算出する重金属。

鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

・二酸化硫黄(SO₂)

重油、軽油、石炭など硫黄を含む燃料が燃焼するとき酸素と結合し発生するもので、大気汚染物質の一つとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質です。無色で腐敗した卵に似た刺激臭があり目、皮膚、粘膜を刺激し人体に有害な物質です。

・二酸化窒素(NO₂)

工場や自動車などの燃料の燃焼に伴い、燃料で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成します。家庭や企業で使用する燃料装置はほとんど窒素酸化物を発生します。燃焼によって発生するものは、燃料の種類や燃焼方法によって異なりますが、90%以上は一酸化窒素(NO)で、これが酸化されて二酸化窒素になり燃焼温度が高温になるほど、発生量が多くなります。また、二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、慢性吸入により呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

→窒素酸化物(NO_x)、光化学オキシダント

・n-ヘキサン抽出物質

水中での鉛油、動植物性油等による汚濁の程度を表す指標で、溶媒であるノルマルヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称。油分以外で抽出されるものもあり、農薬、染料、アルコール、石鹼等も含まれ、この数値が大きいほど汚れがひどく魚介類の死を引き起こしたりします。特に鉛油は、石油臭によって水の価値を損なったり、下水処理場の機能を阻害したりします。

・砒素

硫化鉄鉛等の金属硫化鉛物に伴って産出される半金属。銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物としても産出されます。砒素及びその化合物(砒酸、亜砒酸、砒化水素等)は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発疹等の症状を示すといわれています。

・富栄養化

富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼(貧栄養湖といいます。)が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼(富栄養湖といいます。)へと次第に変えていく現象のことをいいます。

・浮遊物質(SS)

水の中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子物質で、粘土鉱物による微粒子、プランクトンやその死骸、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物の総称。この数値が大きいほど浮遊物質が多く汚れがひどく透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらが詰まって死んだり、光の透過が妨げられて、水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。25mg/l以下であれば正常な魚の生育が維持され、50mg/l以下であれば魚のへい死が防げるものとされています。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル、 $1\mu\text{m}=1/1000\text{mm}$)以下のもの。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。この粒子は沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えるとされています。

・フロン類

炭素と水素の他、フッ素や塩素、臭素などのハロゲンを多く含む化合物の総称。毒性が低く、無臭・不燃で非常に安定した物質のため、噴射剤・冷蔵庫、エアコンの冷媒・洗浄剤・発泡剤などに広く使っています。大気中に放出されたフロンは、大部分が成層圏にたどりつき、光分解等によりオゾン層を破壊します。フロンには、オゾン層を破壊してしまうだけではなく、高い温室効果を持つものがあり、地球温暖化の原因の一つとなっています。

→地球温暖化

・粉じん

物の破碎・選別その他の機械的処理、又はたい積に伴い発生したり、飛散したりする物質です。

・溶存酸素量(DO)

大気中から水に溶け込んでいる酸素の量。水中の生物も人間と同様、酸素を必要としているためDOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなります。また魚介類などの水棲生物が窒息死することもあります。BODやCODとは逆に数値が低いほど汚染が進んでいることになります。

→生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)

・六価クロム

クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸引による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらす、浮腫やかいようを生じ、またガンの原因にもなるとされています。

東浦町の環境（令和３年度版）

令和３年９月

東浦町 生活経済部 環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562 (83) 3111 (代表)

FAX 0562 (83) 9756

<http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>